

No.	意見内容	本市の考え方
<b>第2章 障害のある方を取り巻く現状</b>		
<b>2 前計画期間の振り返り</b>		
1	国から地方に丸投げされているところが多い印象がある。前計画の振り返りが掲載されているが、次の計画にいく前にその部分を詳しく伝える必要があるのではないと思う。例えば、何を、何ができなかったのか。また、できない理由なども伝える必要があるのでは。国の方針もあると思うが、仙台市独自の考えもあるのではないと思う。仙台市独自のカラー（特色）を出してほしい。	毎年度、計画に記載されている事業については、仙台市障害者施策推進協議会に実績の報告と評価をしているため、本計画においてはその中でも主要な事項を抽出して前計画の振り返りを記載している。また、仙台市の現状については、新たに「資料編」を設けてデータを追加し、より仙台市の特色が分かるような内容にした。

<b>第3章 計画の方向性</b>		
<b>1 理念</b>		
2	国際障害者年、国の障害者基本計画、障害者基本法について触れられているが、障害者権利条約については一言も触れられていない。障害者権利条約は、多くの障害当事者・関係者の長年の努力で制定されたものであり、そこでは障害者が誰と、どこで、どのように暮らすのかを選択する権利があり、その選択に必要な支援を受けられることが掲げられている。国の施策も障害者権利条約が示す方向で進められている。仙台市障害者保健福祉計画等も、障害者権利条約の理念に基づき策定していくことを明記すべき。	平成26年に批准された障害者権利条約については、重要であると認識している。そこで、第2章に社会の動きとして条約批准について言及するほか、第3章の「1 理念」の表現についても、条約の趣旨について反映させていただく。
3	仙台市障害者保健福祉計画や仙台市障害福祉計画、仙台市障害児福祉計画は、保健福祉の分野だけを見据えて立てるものではないはず。これらの計画の上にある仙台市基本計画との連動していることや、地域づくり・まちづくりにとって重要な一分野となることが見えにくく、市民にはよく分からない文章となっている。そのため、理念の文章に、共生する社会の仙台市のまちづくりにどう関係してくるのか具体的な文言を入れた方が良い。仙台市障害者保健福祉計画等中間案の文言では、仙台市の全体像においてどのような位置づけにあるかをイメージしにくいいため、全体像がイメージでき、大事な点を市民の末端まで理解できる文章にするべき。	本計画は仙台市基本構想及び仙台市基本計画とも連動しており、地域づくり・まちづくりを見据えた計画として策定しているが、計画の性質上、特に障害福祉に関する分野に焦点を絞って内容を掲載しているため、本計画の表記についてご理解を賜りたい。
4	国際障害者年、障害者基本計画、障害者基本法の他に障害者権利条約についても言及すべきである。すでに掲げられている障害者基本法が改正された背景には、障害者権利条約がある。これまでの障害者を取り巻く環境をふまえて、障害ゆえに被っている不利益・差別を規定し、禁止し、望むべく環境・施策・態度・意識等を明示した極めて重要な規範であり、以降の指針となるものである。市障害者福祉計画なども条約の理念に基づき策定されることを明記すべきだ。	平成26年に批准された障害者権利条約については、重要であると認識している。そこで、第2章に社会の動きとして条約批准について言及するほか、第3章の「1 理念」の表現についても、条約の趣旨について反映させていただく。
5	共生社会になるのは良いが、サービスの質や内容で地域格差が広がるのではないかと不安がある。	本市が目指す「共生の都・共生する社会」は、障害のあるなしに関わらず、暮らしやすいまちを目指すものである。いただいたご意見を参考に、今後の施策の展開に努めてまいります。

No.	意見内容	本市の考え方
2	基本目標	
6	<p>障害のある人、生きづらさを感じるあらゆる方々が、街のなかで自分の意志で生き方を選び、自立して生活を営むことは、当たり前権利であることをまず明記すべき。2016年7月に起きた津久井やまゆり園での障害者殺傷事件、仙台市における国際ホテルでの暴力事件など、障害理解を進めるところか、生きる権利さえ奪われるような事件が起きている。「2基本目標」の最後に、『「障害理解」を基盤として施策を展開していきます』と書かれており、そのこと自体に異論はないが、その前提として、上記の「権利」があることを明記すべきではないか。その権利が前提としてある上で、差別をなくす取り組みを進め、障害理解を促進していく。そのために、2016年4月に制定した「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」を有効に活用していくという施策展開をしていくような計画にするべき。</p>	<p>障害者差別解消に関する法律・条例の制定など、本市としては障害理解を基盤として施策を展開していくことを重要と考えているが、その前提として障害者権利条約を批准する経過があり、当事者の自己決定、自立などの権利保障も大変重要と考える。いただいたご意見の趣旨を踏まえて、「2 基本目標」の表現に反映させていただく。</p>
7	<p>基本目標の具体的施策として、『生きづらさを感じるあらゆる方々が、自分の意思で生き方を選び、自立して生活を営みながら互いに支えあう暮らしやすいまちを「ともにつくる」ため、「障害理解」を基盤として施策を展開していきます。』と記載しているが、地域の実情を理解しての言葉か、疑問に感じる。現在、各区の地域(町内会)では、現役世代が地域の役割として対応する余力がなく、大多数の町内会の役割は高齢者が精一杯担っている。仙台市は共生を地域住民に求めるが、高い理念や基本目標意識を持っている人は一握りである。そのため、地域住民が基本目標を意識し、わが地域のこととして理解できるかピンとこない。</p> <p>『自分の意思で生き方を選ぶ』こと、『自立して生活を営む』こと、『互いに助けあう』ことの捉え方は各自によって違う。自分の生活で精一杯の人が、ともにつくることをどう受け入れることができるのか。地域住民には理解の基礎もできておらず、理解は進んでいない。基礎も下地もできていないにも拘わらず、地域住民は理解できているとして考えているような文言の計画に見える。『障害理解』を基盤として施策を展開していくと表現しているが、障害理解だけで完結できることではない。地域づくりとの抱き合わせを考えるべきであり、それを他の計画に任せるべきではない。</p> <p>現在も色々な会議体が立ち上がり、地域づくり・福祉関連の計画に関連する人達が奮闘しているようだが、地域住民は何をしているか理解していないし、知ってもいない。自分達の町内や地域にどう関係してくるのか、個人として何が関係するのかイメージが持てない。何年経過しても取り組みは全く進まない。「障害理解」を基盤として施策を展開するだけでは、基本目標など達成できないのではないか。</p>	<p>平成28年11月の本市調査では、障害者差別解消法・差別解消条例の認知度は市民が17%であり、市民の障害理解を促進する取り組みが重要と考えている。また、地域づくりの視点から考えた場合、障害のある方の支援において町内会の仕組みは重要だが、障害自体への理解が難しく、対応の困難さがあるとも聞いている。地域づくりの観点から本計画を推進することは重要だと考えられるため、いただいたご意見を参考に、今後の施策の推進に努めてまいりたい。</p>

No.	意見内容	本市の考え方
8	『障害のある方がその存在を保障され、』との文言の意図するところはなにか。存在を否定するような事件が後を絶たない状況はあるが、“存在”の保障に議論の余地はない。議論の余地を残すような書きぶりは厳に慎むべきである。「存在の保障」ではなく、権利(行使)の保障である。また、この項だけでなく、中間案全体を通じて「障害の理解」「障害理解」という言葉が多用されている。どのような意図を持って用いているのかを明確にすべきだ。私は常々こうした文脈における「障害の理解」という言葉に違和感があった。この違和感とは、「障害の理解」が必ずしもよい側面だけではないのではないかという思いである。そして真に障害者が求めているのは「理解」なのだろうかという疑問だ。理解という次元ではなく、「排除されないこと」であり、「同じ権利が行使できること」である。その前提は理解だけではない。なぜなら「理解」されていなくとも、権利が制限されてはいけないからだ。したがって、こうした文脈においては「障害者の権利」の理解、すなわち「健常者と同じ権利を持つこと」の理解であるといえる。その権利行使の保障に際して、障害によってまたは一人ひとり対応が異なることを知ることこそ障害理解だといえる。そのための市条例であり、各施策であると考え。	「障害のある方がその存在を保障され」という表現に関し、ご指摘の通り存在については議論の余地がないと考えられるため、表現を修正する。また、障害者権利を解消する条約の批准、法律・条例の制定の動きもあり、本市としては障害理解を基盤として施策を展開していくことを重要と考えているが、その前提として、当事者の自己決定、自立などの権利保障も重要と考える。いただいたご意見の趣旨を踏まえて、「2 基本目標」の表現に反映させていただく。
<b>3 基本方針</b>		
<b>(1) 共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進</b>		
9	障害のある人、生きづらさを感じるあらゆる方々が、街のなかで自分の意志で生き方を選び、自立して生活を営むことは、当たり前の権利であるという趣旨を入れるべきではないか。	第3章の「3 基本方針」は施策の方向性を示すものであるため、言及していただいた権利の趣旨は、第3章の「2 基本目標」に反映させていただくことで整理させていただく。
10	教育局との連携なくして差別・偏見問題の克服は難しいため、基本方針(1)の中に「教育局との連携」を組み込むべきである。行政も努力してきたが、法の認知度が低く、法の施行以降も差別・偏見が改善していないこと、むしろ差別や偏見は増えていることについてのデータがある。広報物を配りフォーラムを開いても現状の改善はなされないのだから、戦略を見直す必要があるのではないか。教育との関係では、人を差別してはいけないなど言葉や活字で伝えただけで望ましい考え方が容易に身につくわけではなく、小さい頃から自然とだんだん養い育てること(涵養)が必要。その点、学校教育が担う責任は大きく、差別や偏見の問題が人と人との「関係」の問題であることを考えると、道徳教育や特別活動教育は重要になるが現状は十分ではない。しかし、大阪市立大空学校の事例や尚綱学院高校で行われたココロンカフェの事例などを鑑みると、問題を解決できる可能性は十分にあると考えるが、そのためには教育課程の確実なマネジメントが必要。健康福祉局としても教育にどのように関わっていこうとしているのか考えを聞かせていただきたいとともに、計画のなかでも触れていただきたい。	仙台市教育委員会が策定した第2期仙台市教育振興基本計画や現在策定中の仙台市特別支援教育プラン2018において、共生社会の実現に向け、インクルーシブ教育システムを構築するため、障害に対する子どもたちの理解を深める教育を進めることが盛り込まれているところである。教育局とも情報共有しながら、理解促進に努めてまいりたい。
11	外語を使えば良いというものではない。『アクセシビリティ』とは何のことか。市民が分かる言葉で表現すべき。	アクセシビリティは「使いやすさ・利用しやすさ」を示しており、障害のある方にとってサービスなどがどの程度利用しやすいかという意味で用いている。ご意見を踏まえ、記載されている表現のうち、分かりにくいと考えられるものについては「資料編」に用語の説明を加えることで説明するものとした。

No.	意見内容	本市の考え方
<b>(2) 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実</b>		
12	成長・発達段階にある児童生徒については、成人とは違う支援が必要になる場合もあるが、地域の中で共に成長していくことを忘れずに施策を展開する必要がある。障害のある子もない子も共に学び育つことは、障害理解に欠かせない。地域の保育所・幼稚園・学校・学童保育等でも必要な配慮・支援を行えるようにすることを明記すべき。	ご意見を踏まえ、第3章の「3 基本方針」(1)の説明部分に「早期からの障害理解の普及・啓発」という表現を追記する。
13	児童のニーズに沿った支援は、同世代の児童などをはじめとした地域コミュニティのなかで行なわれるべきものである。したがって、保育所、幼稚園、児童館、学校などの児童の教育・コミュニティ形成において極めて重要な機関において、ニーズに応じた支援を志向する旨を明記すべきだ。	本計画では、第3章の「4 重点分野」のひとつに「発達特性や環境に応じたライフステージごとの療育等の体制づくり」を定めており、障害児の乳幼児期からのニーズに応じた支援を行ってまいりたい。
14	障害が重い子どもの生活が保障されるようお願いしたい。	本計画では、第3章の「4 重点分野」のひとつに「重い障害等のある方に対する支援の充実」を定めており、重症心身障害児等への支援の充実を図ってまいりたい。
<b>(3) 地域での安定した生活を支援する体制の充実</b>		
15	「自分の意志で物事を選択して住み慣れた地域で暮らしていけるように、一人ひとりの障害特性に応じた支援・必要な施策を展開していきます」の表記に期待する。	ご意見いただき感謝申し上げます。施策の実施の際にも、是非ご協力を賜りたい。
16	宮城県から事務権限が移譲される難病患者への支援の独自事業などについて、具体的な内容が計画の中に記載されていない。	難病患者への支援については、各区保健所支所において相談や家庭訪問、医療相談会の実施などに取り組んでいるが、個々のニーズに応じた支援の充実が必要と考えている。そのため本計画では、第3章の「4 重点分野」(3) 重い障害等のある方に対する支援の充実」の中で、②重度の障害児者を対象とする入浴事業、④人工呼吸器を装着する方などの災害時個別支援計画作成の推進、⑤多様な障害特性に応じたきめ細かな支援について定めており、難病の方々も含め具体的な施策につなげていくことを想定している。また、第3章の「6 各施策の概要」(4) 生きがいにつながる就労と社会参加の充実」の「④当事者活動」として、本市難病サポートセンター事業の中で難病患者の方々の当事者活動支援、ピアカウンセリング活動の充実にも努めてまいりたい。
17	「一人ひとりの特性に応じた支援」を「一人ひとりのニーズに応じた支援」と改めるべきだ。障害分野・種別について語られるのはまだ理解できるが、個人に対しては不適當である。一般的に「あなたの特性は？」「私の特性は～です。」とは語らない。障害も含めての個人である。また全体的に「障害特性」を「ニーズ(または支援ニーズ)」と置き換えてみてはどうか。障害ではなく、ニーズに焦点化しやすくなる。	個人に対して「一人ひとりの特性」という表現をすることは適切ではないと考えられるため、「一人ひとりの障害等の特性」と表現を修正する。障害特性という表現は「障害に起因している」ことを示すことができるが、必ずしも「ニーズ」という言葉で代替できるわけではないため、基本的には表現を置き換えないことで整理するものとした。

No.	意見内容	本市の考え方
(4) 生きがいにつながる就労と社会参加の充実		
18	本人の能力・適正に合った仕事に就くこと、就労に応じた賃金で自立した生活を送ることができるような体制作りをお願いしたい。	当事者が自立した生活が送れるように、一般就労だけではなく、福祉的就労も含めた就労環境づくりに引き続き取り組んでまいりたい。
(5) 安心して暮らせる生活環境の整備		
19	福祉避難所の整備と同様に、一次避難所となる小中学校のバリアフリー化も極めて重要であるので追加すべきである。	一次避難所である小中学校の整備については、現在、教育分野において体育館にスロープを設置する等の取り組みを行っているところである。福祉避難所に加え、一次避難所の重要性についても考慮しながら、防災体制の整備について一層推進してまいりたい。
4 重点分野 ・ 5 各施策の概要		
○居住支援		
20	障がい者の家族にとって、最終的には誰もが高齢化し、親亡き後のことが切実な問題となるが、グループホームに入ることは極めて狭き門になっている。自分自身もグループホームに応募したがだめで、奇跡的に現在の施設に入所できた。多くの障がい者の親はグループホームの空きや親切に望みを託して、情報交換や学びを行っているが、例えば、男子棟10名、女子棟10名ほどの寮の建設を検討してはどうか。入所施設よりは小規模で、男子・女子それぞれの持ち味で、防犯、雪かき、調理などの生活を補いあうことができるのではないかと思う。行政の財源に限りがあるのであれば、通常のグループホームを点在させるよりも、より機能的で協力しあえて、なおかつ敷地が入所施設ほど広くない、新しい施設の検討をしていただきたいと思う。福祉都市仙台の障がい者保健福祉計画は、出発点と同時に終着点(障がい者の終の棲家など)も常に見据えていただくようお願いしたい。	グループホームの大規模化については、平成30年度から新たに障害者の重度化に対応できるよう、1建物の入居を合計20名とすることのできる日中サービス支援型グループホームに係る基準等が示される見通しである。そうした国の動向を踏まえつつ、今後は既存型に加えて日中サービス支援型グループホームの整備も促進してまいりたい。
21	障害が重くなる程、「住まいの場」の存在は豊かな暮らしを支える基盤となると考える。しかし、現在のグループホーム制度では職員の配置基準・戸数・支援内容のどれもが不十分すぎて、当事者も親も将来に見通しが持てず、不安を増幅させている。「住まいの場」は1日24時間における『しごと・余暇・仲間の存在』をつなぐ基盤であることを強く主張したい。卒業後から青年期の住まいの場の整備促進について、具体的な施策を切に望む。	本計画の第3章の「4 重点分野」において、障害の重度化・高齢化に応じたグループホームの整備促進を掲げており、引き続き、開設時の設備整備等に係る補助制度や、開設・運営に係るノウハウを共有する取り組みを通して整備促進を図ってまいりたい。
22	奥山市政のとき、障害のある方の地域生活促進のために、グループホームを年間100床増やすという方針を進めてきたが、ほぼ目標に届かなかったという現実があるなか、本当に整備を促進するのであれば、GHを増やすことを検討している事業所へ補助を拡大する必要があると思う。当然、整備費(設備費)も大事になる。また、それ以上に朝と夕に関わりをもってもらう世話人の確保が難しい部分もあるため、グループホームを増やす事業所に人件費を補助し、拡充していくべき。	現在実施している開設時の補助制度やグループホームサポート事業による支援等によって、目標には達していないものの、平成27年度から平成29年度までの3年間の平均で定員増が90名を超える見通しとなっている。引き続き、グループホームの新規開設の状況を注視しながら、必要となる支援の在り方を検討してまいりたい。また、人件費に関しては、グループホームにおいて利用者に必要なかつ十分な支援体制を確保することのできる報酬単価や加算の設定について、今後も政令指定都市間で情報共有を図り、国に要望してまいりたい。

No.	意見内容	本市の考え方
23	障害者、特に精神障害者は、一般のアパートへの入居を断られる割合が高い。障害者の自立を目指すのであれば、住居の確保が必要。仙台市内の物件所有者に、障害者の受け入れ制限があるかを調査し、実態を調べて公表いただきたい。また、その結果によっては、施策や助成などで障害者の自立生活支援を促進してほしい。	いただいたご意見も踏まえ、障害者に対する賃貸住宅の供給を促進するための施策を引き続き、検討してまいりたい。
24	今回の計画では、一番手を差し伸べてほしい重度知的障害者を対象とした記述が見つけられなかった。障害が軽い方は様々な手立てで社会に出ていけるが、本当に手を必要としている重度障害の知的障害者にとって、就労することは難しく、通所施設でもたくさんの職員の手を必要とする。また、強度行動障害を持つ障害者をグループホームで見るということでは、建物を作る段階から試行錯誤をして建てなくてはならない。一度、最重度の知的障害者の現状を見に来てほしい。職員も保護者も非常に大変で、強度行動障害となると受け入れてくれる施設もグループホームもない。さらに、親亡き後について、軽度の障害者であれば兄弟で見ること可能だが、強度行動障害では受け入れ先は皆無である。強度行動障害に対応する施設を作してほしい。そこで一般社会で生活できるスキルを身に付け、施設やグループホームにつなげるという仕組みを考えてほしい。	本計画の第3章の「3 基本方針」において、障害のある方一人ひとりの特性に応じた支援を展開していく旨を掲げ、重度知的障害者を含む重い障害のある方の日中活動の場である生活介護事業所の整備に取り組むこととしているほか、「4 重点分野」において、障害の重度化・高齢化に応じたグループホームの整備促進を掲げており、引き続き、強度行動障害のある方を含む重度の方の受け入れが可能なグループホームの整備促進策についても検討を進めてまいりたい。
25	共同生活援助の利用者数を3か年の中で増やしていく見込みとなっているが、既存の共同生活援助事業の課題についても整理いただきたい。現状では、重度対応にはなっておらず、運営は大幅な赤字で人手不足。安定した生活保障が継続できるのか非常に疑問。適切な評価の元、増員を目指すべきではないか。	現在の報酬単価では、障害の重度化・利用者の高齢化に対応する人材を十分に確保することが厳しい状況であると認識している。そうした状況を踏まえ、グループホームにおいて利用者に必要なかつ十分な支援体制を確保することのできる報酬単価や加算の設定について、今後も政令指定都市間で情報共有を図り、国に要望してまいりたい。
26	親の高齢化に伴い、グループホームを望んでも法人ではなかなか作ってもらえない状態である。1番の理由は人材不足であり、給料が安いと、募集しても人が確保できない。人材不足は福祉関係全般の問題であるため、補助等をお願いしたい。また、夜勤にも手当があると良いと思う。重度の障がい者には手厚い助けが必要であるため、是非、考えていただきたい。	現在実施している開設時の補助制度やグループホームサポート事業による支援等によって、目標には達していないものの、平成27年度から平成29年度までの3年間の平均で定員増が90名を超える見通しとなっている。一方でご指摘のとおり、開設にあたり各事業所では人材確保に苦勞されているとの実情も伺っている。そうした状況を踏まえ、グループホームにおいて利用者に必要なかつ十分な支援体制を確保することのできる報酬単価や加算の設定について、今後も政令指定都市間で情報共有を図り、国に要望してまいりたい。
27	介護している親も高齢となり、重症化している子どもの世話が出来なくなった時、療護施設は必要だと思う。	国の方針として障害者入所施設から地域への移行が進められている現状において、新たな入所施設を建設することは難しい状況である。そうした状況に対応するため、重度化に対応できるグループホームの整備を第3章の「4 重点分野」に掲げ、重度の障害のある方の地域における住まいの場の確保に取り組むこととしている。
28	市営の復興住宅が空いていると聞けが、バリアフリーの住宅は障害者優先でお願いしたい。	復興公営住宅に限らず、公営住宅においてはバリアフリー化が進められており、入居者選考の際は、心身障害等の状況に応じた優遇措置が取られている。

No.	意見内容	本市の考え方
29	<p>肢体不自由児者用のグループホーム建設を考えているが、予算などの件で前に進むことができない。何かアドバイスがあればお願いしたい。</p>	<p>グループホームの新規開設については障害者支援課にて個別・具体的な相談を承っているため、ぜひご相談ください。</p>
30	<p>障害のある子供を持つ親として、これから先、子供のことがどうなるのか不安がいっぱいである。障害年金が少なくなっており、グループホームも難しい問題。親が元気なうちはいいが、親亡き後の子供の生活が本当に気になる。身体障害者の施設も少ないと思う。親として、どの子も幸せに生き生きと生活できる、親も安心して見守れるような仙台市であってほしい。</p>	<p>本計画の第3章の「4 重点分野」において、障害の重度化・高齢化に応じたグループホームの整備促進を掲げており、引き続き、ご家族が安心してご本人を見守れるよう施策の推進を図ってまいります。</p>
31	<p>特に精神障害者に関しては、地域での安定した生活を始める最初の段階、住み慣れた地域での住まいを確保すること自体が難しい現状がある。精神障害者の「住まい」はグループホームに限られず、一般的な戸建て・アパートの賃貸住宅であっても、多少の改修(ガス火でなくIHコンロにする、窓・ベランダ等から外に出ないようにする)で暮らせる方もいるほか、改修なしでも十分暮らせる方もいる。賃貸住宅が不足しているわけではなく、賃貸住宅に入居しようとする際に貸主から拒まれることが最大の問題であると考えられる。昨年、新たな住宅セーフティネット法が施行され、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録が始まったが、今年1月21日現在、全国で15件、75戸しか登録されていない。宮城県内の登録は1件1戸だけで、しかも、身体障害以外の障害者については「症状等事前に申請のうえ要相談」となっている。本音では拒否したいがそうは書けないので遠回しに書いたのか、相談し納得すれば入居させるつもりがあるのかは分からないが、他の住宅確保要配慮者にはないなかで、身体障害以外の障害者にのみこのような条件が付されていることは、貸主側が精神・知的障害者の入居に対してなんらかの拒否感・不安感をもっていることの表れではないかと考えられる。この状況を踏まえると、【貸主や仲介業者に対する障害理解の促進(啓発)】、【地域での生活を支える各種支援を提供し貸主や仲介業者の不安を軽減するNPO等への支援(補助、助成)】が施策として必要であると考えられる。</p>	<p>障害者差別解消法施行後も、アパート等の賃貸に際してのトラブルについて相談が寄せられている現状があり、不動産団体等の協力を得ながら、引き続き、理解啓発に取り組んでまいります。障害のある方に対する賃貸住宅の供給を促進するには、不動産オーナーや管理者が抱える不安やリスクの低減するための啓発や入居支援サービス等が必要であると考えている。本市では宮城県居住支援協議会に参加しており、その他、不動産団体との協議と障害理解を図る研修を行っている。今後も引き続き、障害のある方に対する賃貸住宅の供給を促進するための施策を検討してまいります。なお、国において、居住支援法人を都道府県が指定し、補助する仕組みが創設されている。</p>
32	<p>居住支援について、行政に力を入れていただきたい。人が社会生活を営むうえで最も大切なものは「衣・食・住」と言われているが、その中でも「住」の確保によってもたらされるものは数多く、住所が定まらなければ自立した生活を営むことは非常に困難になる。その意味でも、障がいがある方が地域に定着して暮らせる基盤となるものは住居なのではないか。しかし、障がいがある方が独立して住居を構えようとするとき、そこには多くの困難が待ち構えているのが現状であり、特に精神障害や知的障害がある方の物件探しは難航することが多い。京都府における調査では、「不動産仲介業者への聞き取り調査で、過半数が、単に精神障害や知的障害があるという理由で入居を断る賃貸物件のオーナーや管理会社が存在する、と回答した」という結果が出ている。</p> <p>このような不動産オーナーや管理会社の先入観を解消するための後押しを、行政側からもアプローチしていただければと思う。例えば、見守り機関や各種相談窓口を一覧としてまとめて、不動産所有者や管理者へ説明資料とともに渡すことや、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の登録住宅を増やすための施策(大家への啓発など)の実施にも注力していただきたい。現在、セーフティーネット住宅情報提供システムで検索する限りでは、宮城県内には1軒しか登録がされておらず不足していることが伺える。障がいがある方が地域に根差した生活基盤を得られるような今後の施策に期待している。</p>	<p>障害者差別解消法施行後も、アパート等の賃貸に際してのトラブルについて相談が寄せられている現状があり、不動産団体等の協力を得ながら、引き続き、理解啓発に取り組んでまいります。障害のある方に対する賃貸住宅の供給を促進するには、不動産オーナーや管理者が抱える不安やリスクの低減するための啓発や入居支援サービス等が必要であると考えている。本市では宮城県居住支援協議会に参加しており、その他、不動産団体との協議と障害理解を図る研修を行っている。今後も引き続き、障害のある方に対する賃貸住宅の供給を促進するための施策を検討してまいります。なお、国において、居住支援法人を都道府県が指定し、補助する仕組みが創設されている。</p>

No.	意見内容	本市の考え方
33	現状、知的障害のある子供を持つ親の不安の解消には、まだまだの計画のように思う。少しずつ親から子供が離れられるように、グループホームでのおためし等の施策が進んでいくと、親は安心するのではないか。	グループホームには体験利用の制度があり、年50日以内、1回あたり連続30日以内の利用が可能であり、短期入所を利用して親を離れる経験を積むことも可能である。利用に際しては、ご本人がどのような支援を利用できるのか確認する必要があるため、区役所やお近くの相談支援事業所等にぜひご相談ください。
34	なかなかグループホームに入居できないため、医療的ケアの必要な障害者でも、入所できる施設を太白区に作ってほしい。	本計画の第3章の「4 重点分野」において、障害の重度化・高齢化に応じたグループホームの整備促進を掲げており、引き続き、医療的ケアを含む重度の方向けの住まいの場の確保に向けて施策を推進してまいりたい。
35	重度化・高齢化に対応するために、医療、介護などの支援が重要で、住まいとなる場の確保が課題と考える。	本計画の第3章の「4 重点分野」において、障害の重度化・高齢化に応じたグループホームの整備促進を掲げており、引き続き、医療、介護など必要な支援が受けられる住まいの場の確保を進めてまいりたい。
36	子供に知的障害があるが、せっかく地域で1人暮らしをしようかと思っても、現実的にはさまざまな制約があり、自立ができない状況にある。例えば、以下のような状況がある。 ・時間が分からないため、送迎バスの時間に間に合わない。 ・規則正しい内服や、内服薬をもらいに診察に行くことが困難。 ・家事、入浴、洗濯、炊事、掃除が難しい。 ・ヘルパーをどの程度利用できるのか、費用も分からない。 ・固定資産税がどれくらいか分からない。 どこに相談に行ったらよいかも分からず、困っている。	障害のある方が地域で安心して暮らすための相談等支援体制の整備を推進してまいりたい。なお、ご本人にどのような支援が必要なのかを確認する必要があるため、区役所やお近くの相談支援事業所等にご相談ください。
37	グループホームの整備をお願いしたい。宿泊体験をさせ、グループホームに入る準備をしたいのだが、場所がない。	本計画では前計画に引き続き、グループホーム利用者数を毎年100名増と見込み、グループホームの整備促進に努めることとしている。なお、グループホームの宿泊体験の利用については、区役所やお近くの相談支援事業所等にご相談ください。
○障害児支援		
38	重点分野では、『総合的な情報提供を行っていく』と記載されているが、相談しやすい体制については言及がない。公立保育所でも小学校でも、身近な相談先は所属先になるにも拘わらず、相談が十分にできないとの不満を持っているという話を保護者から聞く。発達相談支援センターに繋いで、後は知らない、判らないという保育所や小学校の姿勢が問題。相談を受ける・不安を傾聴するという既存の相談体制が機能していないため、保育所・幼稚園・小学校の相談を受ける体制についても重点課題として考える必要があるのではないか。発達相談支援センターに繋がってくる以前の相談体制が必要だが、仙台市は、相談体制は十分と捉えているのか。	本計画では、「3 基本方針」に「(2)障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実」を掲げ、発達相談支援センターを中心として、児童発達支援センター等による身近な地域における相談しやすい体制を強化することとしている。保育所・幼稚園・小学校も含めた地域の施設とも更なる連携を図り、発達に不安を抱える「気づき」の段階からの相談支援体制の構築に努めてまいりたい。

No.	意見内容	本市の考え方
39	重点分野では、『発達特性や環境に応じたライフステージごとの療育等の体制づくり』と記載されているが、どのような強化をするのか具体的には何も記されていない。もっと具体的な内容を計画に書くべき。	アーチルと児童発達支援センター、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所等との間で、障害のある児童や発達に不安のある児童とその家族に対して共同で支援をしていくことを通して両者の連携をより一層強化するとともに、それらの事業所への地域支援を進めることにより、支援力向上を図ってまいりたい。
40	アーチルの新規の発達相談は増加しており、職員の対応が追い付かないと聞く。その間、電話相談が可能とはされているが、十分に話を聞いてもらえる状況にはなく、初回面談まで悶々とする保護者が多数いる。さらに、その間のフォローをする身近な支援があっても、体制や対応不備があり、解消されずにいる。そして支援開始となっても、検査などの対応に追われ、思うように話ができず支援を受けることができないなど、一部の保護者から不満を聞く。そのような中で、重点分野の取り組みををどのようにできるかが疑問。現状では計画通りにはやれず、児童発達支援事業所・放課後等デイサービス・児童発達支援センターに丸投げすると思えないが、これらの機関についても余裕がある状況ではないと聞く。保育所や幼稚園・学校に於いての対応はひどいところもあるため、質の高い支援を支える体制を整備するため、実地での指導や相談が必要。また、保育所等訪問支援の利用体制の整備は急務であるため、保護者の意向を基に仕組みとして確実に実施できるよう整えるべき。	障害のある児童や発達に不安のある児童への支援については、発達相談支援センターが中心となり、児童発達支援センター等をはじめとした地域の関係機関との連携を強化していく。平成29年度から児童発達支援センターに地域相談員を配置し、地域支援の強化に努めているところで、保育所や幼稚園、学校等の関係機関の人材育成についても、これらのネットワークにより推進してまいりたい。なお、平成30年度からは全ての児童発達支援センター11施設に地域相談員を配置することとなるため、各区保健福祉センターやアーチルとの役割や連携のあり方を整理してまいりたい。
41	子ども・教育・福祉・医療などの「連携」について言及されているが、様々な研修会に参加しても学校の先生方の参加が少ないように感じる。教育委員会など行政からも各自立支援協議会、高校情報交換会、医療・福祉連携研修会などへの参加を促し、先生方が参加しやすい体制を整備していただきたい。	教員への研修については、アーチル主催の研修のほか、教育委員会の主催研修に福祉関係の職員を講師として派遣する等の取り組みを継続的に行ってきている。今後も教育委員会と連携し、参加を促す取り組みを進めてまいりたい。
42	ライフステージをみると療育⇒教育⇒福祉に移ることになる。切れ目のない支援について言及しているが、教育と福祉の現場の考え方が、1人の人の将来像と一致していないと難しいのではないかと。学校時代(教育)に躓いてマイナスからスタートする人も少なくないのではないかと思う。	教育と福祉の連携については、今後ますます強化していくべき課題と捉えている。支援の節目での情報共有の場や仕組みづくりについて、関係者間でさらに検討を重ね、支援の方向性等を共有できるよう推進してまいりたい。
43	視覚障害のある方に対して早期教育を推進してほしい。宮城県には視覚支援学校が1校だけあるが、幼稚部はない。宮城県と仙台市が共同して、早期から専門的な視覚障害教育が行われるように望む。	視覚支援学校も含め、特別支援学校については、制度上、都道府県が主体となって設置していることから、本市としては宮城県に対して特別支援学校の一層の充実を働きかけるとともに、県からの相談に応じて可能なものについては協力をしているところである。障害のある幼児児童生徒の教育については、本市立小学校では、幼稚園、保育所(園)等との引継ぎ・連携を確実にに行い、乳幼児期から引き続き、ライフステージを通じた一貫した支援を行うよう努めている。

No.	意見内容	本市の考え方
44	<p>療育手帳の取得基準について悩む。基準ではIQ75以下となっているが、数値を少しでも上回ると返上しなければならぬのか。また、数値はわずかに上回っているが、自閉の特性が強く生活面・学習面で大変な場合、手帳がなければ将来が不安。特別支援高等学校で就職へ向けた指導をしてもらいたい希望もあるが、手帳所持が入学の基準となっている。狭間にいる子供の居場所も作ってほしい。少しでもできることが増やそうと努力をした結果、手帳が返上になり支援が無くなるのであれば、頑張らないで手帳を所持していたほうが子供の将来のためになるのではないかと悩む。</p>	<p>療育手帳の判定に当たっては、数値だけではなく社会生活能力も併せて総合的に判断しているため、わずかに上回ってすぐに返上になる事例は稀である。また、知的障害の療育手帳に該当しなくとも自閉症で社会生活に問題がある場合は、精神障害者保健福祉手帳を取得して、支援を受けることも選択肢として考えられる。子供の発達を促し、社会生活能力を高めることは必要であり、不安に感じる必要はないものと考えられる。</p>
45	<p>障害の早期診断を抵抗なく受診できるようにしていただきたい。職場にいる若い世代の方は、早い段階から支援を受けられたようで、上の世代のように二次障害を発症している人は少ない印象がある。幼少時に障害の可能性のある子供を持つ親は、支援を受けることに戸惑いや抵抗がある人もいると思うが、長期的に見て、早くからその子供に合った支援をすることが適切だと思うので、親が支援を受けた方が安心できると思える態勢を整えていただけるといいのではないかと。</p>	<p>第3章の「6 各施策の概要」(2)①⑤に記載しているように、障害の早期発見・早期支援に努めてまいるとともに、アーチルや児童発達支援センター等による保護者支援を進めてまいりたい。</p>
46	<p>障害の種別において、発達障害は精神障害の一部に入るような記載のされ方がしているが、正式に発達障害という分類で良いと思う。また、児童については、発達に不安のある児童、という表現がされているが、これは良いと思う。発達に不安のある児童への対応は、障害児とは独立させて新たな企画として挙げたほうが良いかもしれない。発達に不安のある児童についての説明としては、以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・言葉の遅れはほとんど無いが、相手とのやり取りが上手くできない・やや一方的・自分の話したいことだけ、という印象を受ける。</li> <li>・知能検査は数値としては正常範囲であるが、出来る・出来ない、などの個人内差が大きい。</li> <li>・行動上幾つかの気になる症状がある。例えば、動きが多い、自己中心的な行動、他者配慮に欠ける、など集団への不適応があり、その他にもこだわりっぽい行動や興味の偏りなどいわゆる高機能自閉症スペクトラム症に似た特徴などの有無が関わる。</li> <li>・診断名としては、ADHDや学習障害なども含む。</li> </ul> <p>いずれにしても、発達に不安のある児童の定義をある程度明確にする必要があるが、現在、世間の認知度が大変低いことが問題。認知度が低いので、教育的な配慮がまだ十分ではなく、いじめや不登校なども無関係ではないと思われる。さらに、成人してからも離職率が高く、本人の生きにくさ、うつ病の罹患率の高さ、そして引きこもりや家庭内暴力などの心配もある。本人の自信喪失や被害的感情、ご家族の苦悩など様々なところで問題が出てくるかもしれない。また、幼児期からの対応や親としての心構えも大事になってくる。加えて、障害という考えではなく、感じ方や思考パターンの特異性、能力的なアンバランスさ、感情のコントロールの不安定さ、自信喪失、物事を客観的に判断する能力の乏しさ、などの視点からも考える必要もある。</p> <p>まずは、児童発達支援センターや幼稚園・保育園、学校や親御さんへの認知度を高めることから仙台市として何らかの対応策を考えてほしい。</p>	<p>ご意見いただき感謝申し上げます。いただいたご意見を、今後の発達障害児支援施策に活かしてまいりたい。なお、平成29年度から児童発達支援センターに地域相談員を配置し、発達相談支援センターを中心として地域の関係機関と連携しながら地域支援の強化に努めているところである。保育所や幼稚園、学校等の関係機関の人材育成や保護者支援についても、これらのネットワークにより推進してまいりたい。なお、平成30年度からは全ての児童発達支援センター11施設に地域相談員を配置することとなるため、各区保健福祉センターやアーチルとの役割や連携のあり方を整理してまいりたい。</p>

No.	意見内容	本市の考え方
47	<p>児童発達支援センターは、地域の基幹として0才から6才までの相談・療育に関わることになるが、そのためには母子保健やアーチルとの密な連携は欠かせず、それぞれの三機関の役割を明確化・整理すべきである。児童発達支援センターの整理については、11施設の不均衡を是正していくことから始めているが、条件整備の第1として、すべての施設にはどのような子でも通えるようにするために、保育士・児童指導員の他に、最低1名の『看護師』配置は欠かせないと考えている。よって、11施設すべてに看護師1名の配置を切に望む。</p>	<p>平成30年度から児童発達支援センター11施設において、地域相談員を配置することとなるため、各区保健福祉センターやアーチルとの役割や連携のあり方を整理してまいりたいと考えている。看護師の配置については、施設間の不均衡の是正という観点での検証をする中で、ニーズ等を見極めながら判断してまいりたい。</p>
48	<p>『②保育・療育』についての内容では、具体的にどうしていくのか記載されていない。ただやれば良い、ただ数を整備すれば良いというものではなく、質の担保と抱き合わせで考えることが必要だが、そのことがこの計画からは見えない。公立保育所の民間移行や、各福祉サービスの事業所増などについて、仙台市では質が伴わないところに委託・民間移行をしている。数年前に不正受給があった際も、そのような団体を見抜けなかった点からも、仙台市の事業所選定の調査は甘いのではないかと。表向きは基準に該当する団体に対して委託・民間移行をしているとするが、とにかく数を増やすために、ある程度水準になくとも目をつぶる・規定の軟化を認めるというような印象を見受ける。委託・民間移行する団体を吟味すべきだと思うが、現在、その力が仙台市にはない。その点も強化するような文言を計画に入れるべき。</p>	<p>質の担保は重要であると捉えており、幼稚園・保育所等に対する専門的な療育相談の実施や、職員を対象とした各種研修の開催等により、質の向上に努めてまいりたい。なお、放課後等デイサービスにおいては、サービスの質の確保・向上の観点から人員基準の見直しや資格・経験のある職員の配置が義務付けがなされたところであり、事業所の新規指定時はもとより事業開始後においても、関係法令や各種基準の遵守状況を確認するとともに、関係事業所の支援力が向上するよう指導してまいりたい。また、委託先等の選定にあたっては、関係部署等とも連携しながら関係法令・各種基準等の遵守状況を確認することはもとより、事業開始後も定期的な実地指導等を通して質の確保を促しているところであり、今後も適切なサービスが提供されるよう助言・指導等を強化してまいりたい。</p>
49	<p>仙台市内をひとまとめにした計画になっているが、放課後等デイサービスをはじめとして、どの福祉サービスでも若林・太白区西部は資源が少ない。社会資源の少ない区についても考えて政策を考え、計画を立てるべき。仙台市全体で数が増えているということは評価につながらない。各区でどのような資源が少ないかを調査し、どの区で何の福祉サービスを増やすなどの計画も明確にすべき。また、放課後等デイサービスの関連だが、P17の『④放課後等支援』に児童館職員への助言などを行う巡回指導や職員体制の充実を進めていくと記載されているが、児童クラブにおける障害のある児童の受け入れの推進を計画の中に詳しく盛り込むべきではないか。利用申し込みがないことは、希望者がいないということではなく、子供を任せることをためらう心理が保護者に働いていることを理解してほしい。本来、地域で利用することが望ましく、体制や対応の質が良ければ利用させたい保護者も出てくる。単なる助言や巡回だけに留まる計画では内容が薄いため、支援体制の十分さを担保する内容を計画を盛り込むべき。</p>	<p>福祉サービス事業所は、需要や採算性等により事業の実施場所を選定していることから、地域における事業所数に偏りを早期に是正することは難しい状況だが、各事業所においては送迎サービスを充実させ、区圏域にとどまらず支援の必要な方の受け入れを積極的に行っている。今後、事業所の少ない地域にお住まいの方にも必要なサービスをご利用いただけるよう、送迎等に関する事業所のサービス提供情報を把握し、周知する方策について検討してまいりたい。また、子供分野との連携は重要だと考えているため、計画の見込量のなかに障害児保育及び放課後児童クラブの見込量を追加し、定期的な実績を把握することで計画の進捗を確認してまいりたい。</p>
50	<p>アーチルに相談してから面談まで3ヶ月もかかると言われている。この点について、相談してから面談まで2週間以内にきちんと対応をするというかたちにしてもらいたい。利用者が多いのであれば、当然、人員拡充をはかり、対応する必要があると思う。ここも新しい事業を実施する前に、拡充を図ってもらいたい。</p>	<p>アーチルへの相談について、緊急性の高いケースについては優先的に対応しているところである。相談件数の増加に対応が追い付いていない状況ではあるが、計画的な人員の拡充や相談方法の見直し等により、待機期間の短縮に努めてまいりたい。</p>

No.	意見内容	本市の考え方
○相談支援		
51	<p>地域生活支援拠点には、福祉施設や相談支援事業所を想定しているのか。精神科病院などの医療機関との連携協力を盛り込んでいただきたい。統合失調症の当事者が再発し、強い幻覚や妄想が現出している時は、家族での対応は困難になる。特に土・日、夜間の対応に、精神科病院などの医療機関の協力が得られるようにお願いしたい。</p>	<p>本市の地域生活支援拠点等においては、障害者自立支援協議会の地域生活支援拠点等検討部会における検討を踏まえ、緊急一時的に利用できる居室等のスペースを備えた市内の既存の支援機関に、コーディネーターを配置して各種取組みを行うことを想定している。取組み内容として、緊急事態の発生が想定される障害児者に対して、個々の支援チームの運用による支援や緊急受け入れ機関とのネットワークを構築して緊急時に確実に受け入れできる体制の整備を目指している。精神科病院との連携が必要な障害児者についても、そのような個々の支援を通して、連携体制の構築につなげてまいりたい。いただいた意見を参考に、より機能的な地域生活支援拠点等の整備を目指して、取組みを進めてまいる。</p>
52	<p>【以下、仙台市相談支援体制のあり方についての提言書(平成29年11月1日)より抜粋】  <b>新たな相談支援体制構築に関する提案として、基幹相談支援センターの整備については、(a)フレームワークとの関連、(b)センター機能の観点から整理した。</b></p> <p>a.フレームワークとの関連  平成22年に作成されたフレームワークで整備が謳われた『拠点型相談支援事業所』は、現在に至るまで形にならないままの状態が続いているが、そこで示された『拠点型相談支援事業所』の機能や役割は、現状や課題を解決するために現在でも有効な方策と考えられることから、『拠点型相談支援事業所』を『基幹相談支援センター』に置き換え、そのうえで、計画相談支援事業所、障害者相談支援事業所、基幹相談支援センターの各役割と機能を整理した。</p> <p>b.センター機能  現行フレームワークで基本方針として掲げられていた“地域における連携体制の強化”(地域づくり)や“人材育成の体制整備”(人づくり)に関しても、国が示す基幹相談支援センターの機能と合致するものである。したがって、新しい相談支援システムにおける基幹相談支援センターの中心的役割として、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区自立支援協議会の事務局運営(区総合相談との協働)</li> <li>・総合的な相談機能と相談支援体制のコーディネート(区総合相談・地域包括支援C・地区社協CSW等と協働)</li> <li>・研修の企画運営(専門相談機関・区総合相談との協働)</li> <li>・区自立支援協議会を中心とした地域作り</li> <li>・当事者の権利擁護に関する事業の運営</li> </ul>	<p>この課題については、障害者自立支援協議会の障害者相談支援体制あり方検討会で検討を進めているところである。検討会では、現在の相談支援体制の現状を分析評価したうえで、今後の体制の方向性について取りまとめる予定であり、その結論はもとより、いただいたご意見も参考に、次期計画案に掲載した基幹相談支援センターの設置等を始めとした相談支援体制の強化につながる施策を推進してまいりたい。</p>

No.	意見内容	本市の考え方
53	<p>計画の中では、地域で相談しやすい体制作りとして、地域生活支援拠点の整備や基幹相談支援センターの設置などを挙げているが、具体的な姿が見えない。現在の仙台市の体制では、身近で相談しやすいところがない。敷居が高く、相談をためらっている人も多い。立派なセンターより、一人ひとりに寄り添う相談支援体制を考えてほしい。また、安心して暮らすためには、相談の内容が生活全般に関わってくるため、別々の部署で相談しなくてもいいよう、生活全体をトータルで相談できる場を作してほしい。</p>	<p>障害者自立支援協議会にて相談支援体制の強化に向けた方向性について検討を進めているところであり、その検討結果等を踏まえて、障害者の総合相談窓口が、地域における相談の場として、これまで以上に十分に機能を発揮できるよう体制づくりを推進してまいりたい。</p>
54	<p>「地域生活支援拠点等の整備」においても「基幹相談支援センターの整備」においても、既存の委託相談支援事業所や指定特定相談支援事業所の役割は大きいと思う。特に、計画相談支援が導入されている方とそうでない方の緊急時の対応は大きく異なってくると思う。現在、委託の相談支援事業所では新規の計画相談は受けていない事業所がいくつかあると聞く。指定特定相談支援事業所の拡充を行い、より多くの方の計画相談の導入が相談支援体制の整備に繋がってくるのではないかと。</p>	<p>計画相談支援については、サービス等利用計画を必要とする方が支援を受けられるように、障害福祉サービス事業所への説明会の開催等を通じて指定特定相談支援事業所の量的な拡大を図ってまいりたい。</p>
55	<p>【以下、仙台市相談支援体制のあり方についての提言書(平成29年11月1日)より抜粋】</p> <p>仙台市における相談支援システムの現状と課題について、人材確保と育成の仕組みづくりに関しては以下のような状況がある。</p> <p>①障害者相談支援事業所・計画相談支援事業所ともに人材不足が深刻な状況となっている。実質的な従事要件が厳しく新規採用職員の確保が難しいため、職員補充が円滑に行われないケースも散見される。また、過重労働等により管理者や中堅職員の離職が続いている。</p> <p>②相談員の成熟には5年以上を費やすと言われているが、従事年数4年未満の相談員が全体の6割を占めるというデータも出ており、支援の量・質ともに担保できていない。</p> <p>③計画相談支援事業所の単独事業では採算が取れない為、閉鎖や休止を余儀なくされているところもある。</p> <p>④研修システムがニーズに合っていないことで参加者の研修効果が薄く、継続性が伴わない。実践的なスキルアップとしては、スーパービジョンやOJTが有効であるが、人材不足や業務過多により単独では限界がある。</p>	<p>この課題については、障害者自立支援協議会の障害者相談支援体制あり方検討会で検討を進めているところである。検討会では、現在の相談支援体制の現状を分析評価したうえで、今後の体制の方向性について取りまとめる予定であり、その結論はもとより、いただいたご意見も参考に基幹相談支援センターの設置等を始めた相談支援体制の強化につながる施策を推進してまいりたい。</p>
56	<p>相談支援の具体的手順を明確にお示しいただければありがたい。</p>	<p>相談支援については、区役所や市内に16箇所ある相談支援事業所により総合的な相談支援を実施するとともに、専門的な相談機関や多様な障害特性に応じた相談機関により実施している。また、障害福祉サービスの利用を希望される場合及び相談支援専門員にサービス等利用計画の作成を依頼したい場合は、サービスの利用申請をされた後、指定特定相談支援事業者と利用契約を交わしていただくことになる。支給決定がされた後は、作成されたサービス等利用計画に基づきモニタリング等を実施する。</p>

No.	意見内容	本市の考え方
57	<p>限りある予算をどこに投入するのか難しさを感じる。福祉の制度が充実することは、利用者の選択肢が増えることになる。この状況を踏まえると、自分の生活に必要なサービスやつながりが何かを考える相談支援事業の役割がより重要になってくるのではないかと。相談支援の質と量の向上を切に望む。</p>	<p>指定特定相談支援事業所の量的な拡大を図るとともに、その質の向上にも努めてまいりたい。</p>
58	<p>【以下、仙台市相談支援体制のあり方についての提言書(平成29年11月1日)より抜粋】</p> <p>仙台市における相談支援システムの現状と課題として、以下のような状況がある。</p> <p>○相談支援体制の強化</p> <p>①計画相談支援(指定特定・指定障害児相談支援事業)【以下:計画相談】については、県内他市町村、他政令指定都市、中核都市と比べて仙台市は大きく遅れている。実施事業所及び相談支援専門員がなかなか増えず、セルフプラン導入率が高い状況(計画相談支援44%、障害児相談支援75%)が続いている。</p> <p>②仙台市委託障害者相談支援事業所【以下:障害者相談支援事業所】においては、計画相談業務に追われ、継続的かつアウトリーチ中心の支援等、委託事業として本来担うべき業務に時間を割けなくなっている。</p> <p>③区保健福祉センター総合相談【以下:区総合相談】においては、事務事業量の増加や正規職員の不足等により、計画相談の精査だけでなく、困難事例に対するコーディネートやアセスメント力が低下している。</p> <p>④①～③の状況から、仙台市が進めてきた「官民協働による支援の総合性・継続性・即応性を担保する」ことが困難になっている。また、市民が計画相談の利用を希望しても受けることができず、セルフプランを強いられる事例が多くなっている。</p> <p>○チーム支援体制の再構築</p> <p>①超重症心身障害児や難病の医療的ケア児者、二次障害を抱えた発達障害者、触法障害者などの困難事例への支援では、区総合相談、専門相談機関、障害者相談支援事業所の専門性を活かしたチーム支援を適切かつ速やかに行うことが難しく、専門相談機関のバックアップ(スキルの伝達・汎化など)も不十分である。</p> <p>②個別支援に対するチームアプローチが不十分なことで、地域のネットワーク作りや社会資源開発が進まない。</p>	<p>計画相談支援を作成する事業所の量的拡大は、重要な課題であると認識しており、障害者自立支援協議会の障害者相談支援体制あり方検討会においても方向性等について検討を進めているところである。今後、計画相談支援の利用を希望する方に提供できるよう、検討会の結論や、国の動向等を踏まえ適切な対策を講じてまいりたい。また、ご指摘のとおり、様々な課題を抱えた方への支援を行っていくにはチーム支援が重要であるため、様々な機関や組織を超えた協働支援の必要性を地域の支援者が共有し、過不足のない支援ができるような体制を構築してまいりたい。</p>

No.	意見内容	本市の考え方
59	<p>【以下、仙台市相談支援体制のあり方についての提言書(平成29年11月1日)より抜粋】</p> <p>基盤整備に関わる施策の推進について、以下の内容を提言する。</p> <p>(1)計画相談支援事業所の増設 利用者が、不安なく早期に適切な障害福祉サービスを利用し、また、障害者相談支援事業所が本来の業務に専念できる体制を構築するために、計画相談支援事業所の早期増設は喫緊の課題である。なお、増設が進まない背景に、相談支援に関わる報酬のみでは経営が成り立たないという実態があることを踏まえ、仙台市として一定額の補助金制度を創設することも検討が必要である。</p> <p>(2)基幹相談支援センターの設置 設置個所について、区自立支援協議会運営や地域づくりに関する事業展開等を考えれば、次期仙台市障害者保健福祉計画期間中(H.30～35年度)に各区に整備すべきである。運営母体については、官民協働のかたちで、かつ求められる機能を発揮できるようなあり方を、慎重に検討していく必要がある。</p> <p>(3)障害者相談支援事業所の適正配置 地域的にも偏在し、そのことがアウトリーチを中心とする継続的な相談支援、市民からのアプローチ、区総合相談等との協働等が困難となっている一因でもある。こうした状況を解消するために、次期仙台市障害者保健福祉計画期間中(H.30～35年度)に最小限の増設を行う必要がある。</p>	<p>この課題については、障害者自立支援協議会の障害者相談支援体制あり方検討会で検討を進めているところである。検討会では、現在の相談支援体制の現状を分析評価したうえで、今後の体制の方向性について取りまとめる予定であり、その結論はもとより、いただいたご意見も参考に基幹相談支援センターの設置等を始めとした相談支援体制の強化につながる施策を推進してまいりたい。</p>
60	<p>計画相談支援事業所の職員がいつも大変そう。どうしたらよいか。</p>	<p>計画相談支援については、サービス等利用計画を必要とする方が支援を受けられるように、障害福祉サービス事業所への説明会の開催等を通じて指定特定相談支援事業所の量的な拡大を図ってまいりたい。</p>
61	<p>現在は相談できていない状態のため、もっと相談員がほしい。困っているため、お願いしたい。</p>	<p>計画相談支援については、サービス等利用計画を必要とする方が支援を受けられるように、障害福祉サービス事業所への説明会の開催等を通じて指定特定相談支援事業所の量的な拡大を図ってまいりたい。</p>
62	<p>計画相談をつくってもらえている人は周囲にほとんどいない。計画をただつくってほしいわけではなく、経験と専門力のある人としっかりやりとりをして作り、将来の私達亡き後を考えて、今を過ごして備えていきたいと考えている。人材育成が今の方法ではできていないと思う。優秀な人材はなかなか福祉の世界にはおらず、かなり工夫しないと人材流出は防げず、育成も図れない。その方策を明確にしたうえで、より具体的な通所施設、グループホーム、相談事業所等の数、そのために必要な人員数を出す必要がある。利用者や人日分では何も見えず、具体的な取り組みや方向性が見えない。</p>	<p>計画相談支援については、サービス等利用計画を必要とする方が支援を受けられるように、障害福祉サービス事業所への説明会の開催等を通じて指定特定相談支援事業所の量的な拡大を図ってまいりたい。また、「6 各施策の概要」における(5)④「事業所支援・人材支援」を通じて、福祉人材の確保や質の向上にも努めてまいりたい。なお、本計画で示した施策を基本として、今後具体的な取り組みを推進してまいりたいと考えている。</p>

No.	意見内容	本市の考え方
○人材支援		
63	<p>障害福祉分野で働く人材の確保と定着の支援について、事業者同士の情報交換や職員の交流を通じて、連携が促進されケアの質が向上することは、障害当事者のためにも、職員のためにもよいことであると考えますが、それが人材確保・定着の支援として適切なのかどうかは疑問。情報交換や交流を行うことで、「みんな大変だね」「自分だけではないんだ」という認識が共有され気楽になる面はあるが、みんなそうだから一緒に耐えよう、という同調圧力が生じ、結果として障害福祉分野で働く人の処遇がいつまでも改善されないという事態は避けなければならない。人材確保に必要なのは、端的に言ってお金であり、大変な仕事でもそれに見合う待遇であれば続けられるが、そうでなければ辞めるか、辞めることもできずに潰れるしかない。以上のことから、障害福祉分野で働く人材の確保と定着の支援としては、【障害福祉分野で働く人材の処遇改善のための支援(補助、助成)】が必要であると考えます。</p>	<p>人材の確保・定着には働き手の処遇の改善が大きな課題であることから、本市では他の政令指定都市とともに、障害福祉サービス給付費が適切な報酬となるよう国に対して継続的に要望を行っている。また次期計画では、重点分野に人材の確保・定着の事業を位置づけることとしており、そのひとつの切り口として事業者同士の情報交換や職員の交流を行いたいと考えている。現場の声を聞くことを通じて、より適切な施策の検討をしてみたい。</p>
64	<p>障害福祉分野に従事する人材の確保・定着に向けた支援について、人材不足から時間を捻出することが難しい事業所が多い中、どうやり繰りして交流会に参加してもらうのか。また、就労していない側への取り組みは何も記載されておらず、現場のことを考えた企画なのか疑問。現場を知らないのか。</p>	<p>ご意見いただき感謝申し上げます。現場の声を聞き、施策を実施してまいりたいと考えているため、是非ほかの手段についてもご提案いただきたいと思います。</p>
65	<p>生活介護の職員が辞めたまま増員されず、ヘルパーも辞めたために事業所を変えざるを得なくなり、現在も少なく使っている。周りにもそういう状況にある人が多く、人材不足は今年度になり、さらに深刻。国の施策以外に、市として交流会などではなく、何かより積極的に取り組みをしてほしい。</p>	<p>ご意見いただき感謝申し上げます。現場の声を聞き、施策を実施してまいりたいと考えているため、是非ほかの手段についてご提案いただきたいと思います。</p>
66	<p>障がい福祉の施設で働く人がどんどん辞めている。職員の交流会をすれば、働く人は増えるのか。</p>	<p>職員の交流会は、人材の定着について焦点を置いているが、人材の確保については、ニーズの調査や事業者同士の情報交換などを通じて現場の声を聞き、施策の検討をしてみたい。</p>
67	<p>障害福祉分野で働いている。働く方のニーズ調査、職員の交流会を楽しみにしている。早くしてほしい。</p>	<p>ご意見いただき感謝申し上げます。施策の実施の際にも、是非ご協力を賜りたい。</p>
68	<p>相談支援事業所の数が足りておらず、成人への対応で手いっぱいの中で、セルフプランで計画を作り、受給者証をいただいている。福祉人材の確保、質の向上を願う。</p>	<p>計画相談支援については、サービス等利用計画を必要とする方が支援を受けられるように、障害福祉サービス事業所への説明会の開催等を通じて指定特定相談支援事業所の量的な拡大を図ってまいりたい。また、第3章の「6 各施策の概要」における(5)「④事業所支援・人材支援」を通じて、福祉人材の確保や質の向上にも努めてまいりたい。</p>

No.	意見内容	本市の考え方
69	しょうがい福祉分野の人材不足は非常に深刻。スタッフの不足に伴い、事業運営自体を手放さざるを得ない状況も想定される。各法人・団体とも人材の確保・育成には力を注いでいるが、仙台市が先導して、合同説明会などの橋渡しを継続的に実施していただきたい。	障害福祉分野に携わる人材不足が深刻な状態にあることは認識している。そこで、本計画では第3章の「4 重点分野」に、「障害福祉分野で働く人材の確保と定着の支援」を定め、具体的な施策につなげていくことを想定している。人材の確保・定着に関しては、国が定める報酬に基づく処遇の問題のほか、仙台市だけでなく、様々な事業者や団体の皆様と協働しながら取り組むべき事柄と考えているため、今後人材確保・定着の取り組みを広げていく際に、ぜひご協力を賜りたい。
70	支援する職員の離職を減らせるように、地域包括ケアシステムの活用が重要ではないかと思う。少子高齢化が加速するなか、支える人材は減少傾向にあるが、人手不足な職場環境はサービスの質の低下につながる。利用者の方々が安心して、自立に向けて生活していけるように、地域とのコミュニケーションは欠かせないため、生活支援ができるコーディネーターを配置して、互いに支えあえる町づくりを形成していくことが重要だと思う。そのためには、初期投資は必須ではないかを感じるため、可能な限り予算を確保して、中間支援ができる組織と協働しながら地域を支えていければ良いのではと思う。	人手不足は重要な問題だと考えている。ご意見を参考に、今後の施策の推進に努めてまいりたい。
71	人材確保について一般企業でも様々な手法で人材を求めているなかで福祉分野のイメージアップをどのように行っていくのかが課題だと感じる。	福祉分野のイメージアップについては、厚生労働省における検討会で課題とされているほか、仙台市障害者施策推進協議会においても委員より課題として指摘されている。次期計画では、重点分野に人材の確保・定着の事業を位置づけることとしているため、現場の声を聞いて施策を展開してまいりたい。
72	今後、高齢者が増えると国に入るお金が減り、すべての財源が減らされる可能性がある。そうなると、国や市からの施設への補助金が減っていき、当然、福祉職員の給料も減り、就職希望者も減るといふ悪循環になる。児童分野は保育士から流れてくると思うが、成人期については難しい部分もある。「地域の中で安心して生活」というが支えてくれる人がいない状況でどのように安心して過ごせるのかと思う。若い人たちにどうこの仕事をアピールしていくのかが課題。	人手不足は重要な問題だと考えている。また、福祉分野のイメージアップについては、厚生労働省における検討会で課題とされているほか、仙台市障害者施策推進協議会においても委員より課題として指摘されている。次期計画では、重点分野に人材の確保・定着の事業を位置づけることとしているため、現場の声を聞いて施策を展開してまいりたい。
73	誰もが安全で安心な生活ができるよう、充実した社会を目指して受入施設の整備の開設や促進が大切だということは理解できます。そのほか、特に力を入れてほしいのは、支援する人材への手厚い待遇が必要ということ。受入の器ばかり立派でも働く人への厚遇が忘れがちではないかと思えます。	人材の確保については、働き手の処遇の改善が大きな課題であることから、本市では他の政令指定都市とともに、障害福祉サービス給付費が適切な報酬となるよう、国に対して継続的に要望を行っている。次期計画では、重点分野に人材の確保・定着の事業を位置づけることとしているため、現場の声を聞いて施策の展開をしてまいりたい。
74	人手不足の問題があり、サービスを受けることができない。	人手不足は重要な問題だと考えている。ご意見を参考に、今後の施策の推進に努めてまいりたい。

No.	意見内容	本市の考え方
○生活支援		
75	訪問介護において、利用者と契約会社で締結する契約書について、公共の様式を作成していただけないか。現在、契約書は一方的に各事業所が作成したものあり、何かあった場合、会社の管理者、サービス提供責任者、運営適正委員会等に訴えることになるが、経験上、それで解決したことがない。利用者の情報はすべて事業者伝えるが、訪問介護をするヘルパーの情報は利用者に知らされない。家庭内は密室であり、契約会社の好き勝手な契約書もあるため、これらが事故につながっているのではないか。	ご意見を参考に、適切なサービス提供が実施されるよう、引き続き努めてまいります。
76	緊急預かりとしてのショートステイは、立地が離れていること、移動サービスがないなどから、使いづらいという意見が大変多く聞かれる。送迎支援があればもっと使うと思うが、既存のサービスを改善して稼働率が上がればよいのではないかと考える。活用されていないサービスもあると聞く。地域における困難事例や、障害の重い方への緊急対応はますます増えており、現状多くの課題が残っている。地域生活支援拠点事業と合わせて整理していただきたい。	本市の地域生活支援拠点等においては、緊急一時的に利用できる居室等のスペースを備えた市内の既存の支援機関にコーディネーターを配置し、緊急受け入れ機関とのネットワークを構築し、各機関の連携のもと、緊急時に確実に受け入れできる体制の構築を目指している。そうしたネットワーク構築を図る中で、各事業所の稼働状況や緊急受け入れにあたっての課題を把握・整理するなど、効果的な緊急受け入れ体制の構築に向けて検討を進めてまいります。
77	医療的ケアの方への支援については、児童に限らず、日中、地域生活、移動、余暇など、様々な場面で限定されているか、支援自体が提供されていないのが現状。成人期においても、サービスを活用している方が大きくなる中で、サービスの不足を感じている。この点については随分長く検討されてきたが、施策につながっていないことが大変多い。現状を全体的に調査いただき、総合的に協働した取り組みや協議を求める。	重症心身障害児者等の医療的ケアを必要とする方は増加しており、地域での生活を支える社会資源の開発と拡充が重要な課題であると認識している。これまで、短期入所利用に関するアンケート調査を実施するなどして社会資源の整備を図ってきたところであるが、引き続き関連機関と協働しながら各種資源の拡充に向けて努力してまいります。
78	親が緊急を要した場合、一時預かる場所があると良い。	本市では、介護する方が緊急を要した場合、短期入所やレスパイトをご利用いただくことで、障害児者を一時的にお預かりしているため、まずは各区役所障害高齢課や相談支援事業所等へご相談いただきたい。
79	医療的ケア児に対する支援について、そもそも短期入所事業自体が数少なく殺到している状態であり、宮城県全体に存在する事業所も含めて利用者が争奪する事態だと聞くなか、元々資源がないのにどのように充実させられるか疑問。計画には、『促進していきます』という表現されているが、具体的に計画や見通しがあるのであれば開示すべきではないか。また、見込みがなく、『促進していきます』という表現をしているのであれば、質を担保した事業所開拓を行政が責任を持って行う計画を立案すべき。医療行為の必要のない段階の支援が必要な児童や、発達障害特有の行動パターンに疲弊している家族の休息、冠婚葬祭によるものなど、短期入所事業を利用したい理由は多岐に渡るが受け入れ先は少ない状況であり、計画の中にはその点が盛り込まれていない。それは不要という考えなのか。	児童に限らず、医療的ケアが必要な方が利用できる医療型短期入所事業所が県・市ともに不足していることは重要な課題と認識している。こうした課題を受け、県・市とも事業所の拡充に向けた取り組みを行い、平成28年度以降、新たに5事業所(うち、本市内は1事業所)を開設してきたところである。今後は、県・市共同で医療型短期入所に係るコーディネーターを配置し、県内の利用希望者の受け入れ調整や新規事業所の支援力向上を目指した研修体制の構築を進めることとしており、そうした取り組みを通じて、一層の支援の充実を図ってまいります。

No.	意見内容	本市の考え方
80	『②生活支援』には、『小地域福祉ネットワークの推進等を通じて、地域住民による支え合いの取り組みを推進していきます』と記載されているが、地域住民は自分の生活で精一杯の世帯が多く、一部の心ある方が自分の裁量で行っているのが現状。一分野の立場で地域の人をお願いしていける話でもなく、理解も進まない。地域が今、どんな状況にあるか、市民がどんな生活の状況にあるのか知っているのか。裕福な世帯は一握りであり、母子家庭や低所得の世帯が多い地域に、この計画の対象となる多くの方が存在する。住民は町内会単位であり、その構成する役員は高齢者が多く、連合町内会などの関係する方面を中心とする視点でいる。本計画は、単に障害福祉分野での取り組みとして捉える内容に見えるが、まちづくりの分野と連動しなければ住民の末端までは届かない。	本市では各区に自立支援協議会を設置して事業者同士のネットワークの構築や情報交換、課題の解決を図っているところではあるが、いただいたご意見も参考に、今後の施策の推進に努めてまいりたい。
81	ヘルパーが辞めてしまって、ショートステイができなくなっている。	次期計画では、第3章の「4 重点分野」に人材の確保・定着の事業を位置づけることとしており、そのひとつの切り口として事業者同士の情報交換や職員の交流を行いたいと考えているが、今後、事業所からのご意見等もお聞きしながら、必要なサービスを適切に提供できる体制の確保を支援してまいりたい。
82	レスパイトの宿泊など、世話人が学生の方などで研修を受けているわけではないようで、利用するのが不安。人材育成、確保をお願いしたい。現在、研修費の給付が足りない。	レスパイトの介護人は、18歳以上で障害福祉に熱意と理解を有する者で、事業者が適当と認めた者としてのこととしている。いただいたご意見をもとに、事業者側と協議のうえ、今後の事業運営に活かせるようにしてまいりたい。
○障害理解		
83	障害理解サポーター事業の推進に関して、しょうがい当事者等の講師を企業・団体に派遣し、しょうがいに関するよき理解者としてのサポーターを養成していくと記述しているが、この際、意思表示が容易な方だけでなく、言葉でのコミュニケーションが苦手な知的しょうがいや重症心身しょうがいの方たちの声を十分に拾えるように、具体的な配慮を願う。	本市の障害理解サポーター事業は、障害に関する良き理解者としてのサポーターを養成していくものである。知的障害や重症心身障害のある方など、様々な障害のある方に対して、日常生活で配慮ができるような研修内容を検討してまいりたい。
84	障害理解サポーター事業について、高次脳機能障害の方の特性などは特に理解が難しい。企業に対してのみでなく、地域に対しても、認知症サポーター養成のような仕組みの体制作りができると良いと思う。	障害理解サポーター事業では、市民に対する障害理解サポーター養成研修も実施する予定である。多くの市民に参加いただける研修となるよう工夫してまいりたい。
85	共生社会を実現するためには、社会全体での障害理解が不可欠であり、「見えない障害」についての理解を深める活動が必要。特に「てんかん」は100人に1人が罹ると言われるほど患者数も多く、たくさんある病気のひとつだが、病気に対する誤解や偏見が大きく、就職や結婚など、いろいろな場面で差別を受けている。そのため、病気を隠している人も多く、震災の時に避難所にも行けない人も多かった。てんかんも含めた精神障害や内部障害のような見えない障害に対しても社会の中で理解が進むよう、仙台市として特に力を入れて取り組んでいただきたい。計画の中に、「見えない障害」について明文化していただきたい。	本市が考える障害理解には、精神障害や発達障害など目に見えにくい障害の方々やその障害特性の理解も含まれている。本市では、障害理解サポーター養成研修を行うことを予定しているので、その研修の中で目に見えにくい障害についても理解が促進するような研修プログラムを検討してまいりたい。

No.	意見内容	本市の考え方
86	『②パラリンピックを契機とした障害者スポーツによる障害理解の促進』については、障害に対する理解を深め、共生社会の実現へ向け非常に重要な取り組みであり、多くの市民の方に広く推進されることを大いに期待している。他方、『仙台市スポーツ推進計画』においても、「する」「みる」「ささえる」「ひろがる」の4つの柱で、既に取り組んでいるものと思われる。『障害者スポーツ』は、黎明期より現在に至るまで、多くの市民の方の深いご理解とご支援のもと、各種スポーツ大会などが開催されている。障害者スポーツの推進には、これらを「ささえる」多くのボランティアの方々の協力が欠かせない。本重点分野の推進を通して、市民、各種学校、企業に対する障害理解の促進のためのきっかけをつくり、そのきっかけが「障害者スポーツをささえる」ボランティア育成・活動推進、企業の社会貢献活動推進に結びつくよう、取り組みの拡大をお願いしたい。	本市では、仙台国際ハーフマラソンにおける車いすの部において、市内高校、専門学校、大学等との連携により、100名にも上る学生ボランティアが大会の運営を支えている。パラリンピック等の国際舞台で活躍する選手や将来有望な選手のパフォーマンスを、ボランティア活動を通して体感することで、障害スポーツの推進を図るとともに、障害理解の促進を図っている。今後も、東京オリンピック・パラリンピックに向けた機運醸成の取り組みとして、ボランティアの育成や企業の社会貢献活動推進に結び付くような取り組みを検討してまいりたい。
87	障害理解サポーター事業など、30年度から実施するという計画について具体的にどのようにすすめていくのが不明。もっと具体案を提示してほしい。	障害理解サポーター事業は、市内における障害のある方への理解や社会参加を推進するため、企業・学校などで行う研修会や勉強会に、障害当事者等の講師を派遣して実施するものである。また、市民向けの障害理解サポーター養成研修では、障害のある方及び障害特性について市民が自ら考え、具体的な行動を図れるような研修を行ってまいりたい。
88	障害者差別解消条例の一層の啓発を推進してほしい。いまだに盲導犬の入店拒否が続いている。特に、飲食店・ホテル等への啓発を優先して指導してほしい。	障害者差別解消に関する法律及び条例の認知度が低いことが大きな課題であると考えており、一層の普及啓発に引き続き取り組んでまいりたい。事業者への啓発については、所管部署とも連絡を取りながら進めてまいりたい。
89	発達障害、精神障害が増加する傾向にある社会において、障害者がより良い地域生活を送り就労するためには、雇用者や上司だけでなく、職員への障害理解教育が不可欠。偏見や差別のない社会をつくるための基盤整備こそが計画の根幹。障害のある人もない人も、幼少期から常に触れ合うような教育や生活の場があれば、いじめや虐待も生まれず、人の痛みをすることができる共存社会になるのではないかと。また、質の良い施設を維持するためにも、頻繁な監査対策などを検討するべき。	平成30年度から実施予定の障害理解サポーター事業は、市内における障害のある方への理解や社会参加を推進するため、地域・企業・学校などで行う研修会や勉強会に、障害当事者等の講師を派遣して実施するものである。多くの方に研修を受講していただき、市民の障害理解を促進してまいりたい。また、質の良いサービスを安心して受けただけの環境を維持するため、実地指導や臨時的な立ち入りなど様々な方法で、施設等に対する指導を進めてまいりたい。
○就労支援		
90	『②就職後も働き続けるための就労定着の取り組みの強化』に新たに創設される「就労定着支援事業」についての記載があるが、どのような事業か記載されておらず、一般市民には判らない。単に紹介しただけの内容となっている。	「就労定着支援事業」は、障害のある方が一般就労したのちに定着することができるよう支援を行うサービスだが、ご意見を踏まえ、「資料編」にサービスの概要を説明する項目を加えるとともに、市民の皆様にご理解いただけるよう、普及啓発に努めてまいりたい。

No.	意見内容	本市の考え方
91	「就労定着支援事業」について、事業所への「指導・助言」の強化という表現があるが、新しい事業であるため、実施事業所も手探りでの事業開始が予想される。実のある事業にするため、実施事業所を対象とした研修会や定期的な連絡会議等を行い、行政も一緒に新しい事業に取り組んでいただきたいと思います。	就労移行支援事業所等の就労支援機関に対しては、これまで連絡会議等を定期的開催し、支援力向上を図っている。「就労定着支援事業」を行う実施事業所についても、同様にこの連絡会議等の対象に加わっていただくとともに、行政も関わり、支援力向上に向けた取り組みを推進してまいりたい。
92	視覚障害者の就労は、マッサージにおける健常無免許者の増加により、収入が激減している。対策の一つとして、視覚障害マッサージ師も他の障害者の施設と同じように優先調達の対象としてほしい。例えば、公共施設へのヘルスキーパーとしてマッサージ師の派遣が可能になるようにしてほしい。(青葉障害者福祉センターを設置する際は、施設内にマッサージルームを設けて就労支援を行ってほしい。)	在宅就業障害者(在役等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者)も優先調達の対象としている。各公共施設の利用に関しては、施設の性格などに応じて、所管ごとに判断していることから、ご提案について一概に回答することは困難な状況ではあるが、今後も優先調達の裾野を広げ、できるかぎり調達の範囲を拡大してまいりたいと考えているので、引き続き優先調達にご理解とご協力を賜りたい。
93	就労支援について、売れるものを売れる場所で販売できるようにすべきではないか。他都市と比べると就労支援について遅れを感じる。例えば、市役所や区役所1階ロビー、エルパークやメディアテークなどで物品を販売することができないか。	本市では各区役所や区文化センター等で販売会を行っているほか、年6回程度、勾当台公園市民ひろばにおいてフェアを開催している。障害のある方が作成した製品を販売する機会の提供を行い、売上向上に向け支援していくことは、障害のある方の就労促進に繋がっていくものと考えており、今後も継続した取り組みを進めていくとともに、販売機会をさらに拡大していくよう努めてまいりたい。
94	特に40歳前後の未就業者への支援を拡大していただきたい。就職氷河期世代である30代後半から40代前半の方々には非正規で働いている方も多く、未就業者も多くいる状態だと思いが、放置しているのはもったないと思う。フィンランドでは、良い納税者を育てるために大学教育まで無償だというが、それはどこの国でも当てはまることではないか。非正規や未就業者の人が、正社員や何らかの仕事に就ける状態にして、「良い納税者」となれば、税収増額につながり、社会全体がよくなることにつながると思う。	可能な限り多くの方が一般就労につながる事が出来るよう、就労環境づくりを進めるなど、より一層の雇用促進に向けて取り組んでまいりたい。
95	障害者の雇用については、個々の特質があり、時にそれが強く出る人もいますので、心身の状態を雇用主やアドバイザー、そして家族も情報を共有しなければ、長期の雇用に結びつき難いと思う。時間と手間のいることだが、障害の程度を含めて、それらがとても重要だと思う。	ご意見のとおり、障害者雇用促進及び就労定着のためには、本人の特性や家族等も含めた本人を取り巻く状況等に配慮した支援を行うことが必要である。本市では、各支援機関が必要な支援を適切に提供することができるよう支援力の向上や体制整備等に向けた助言や支援に努めてまいりたい。
96	企業が障がいのある方を雇用していくことに関しての働き掛けの内容はあるが、市から直接委託できる作業(仕事)が就労以外にも生活事業所にもあると良いと思う。他の自治体では、市から委託されて市政だより折りなどの作業を行っていた。	本市における障害者就労施設等からの物品等の調達については、就労系事業所のみならず生活介護事業所からの調達も可能としている。今後もできる限り発注範囲の拡大に努めてまいりたい。

No.	意見内容	本市の考え方
○基盤整備		
97	<p>自閉症児者相談センターを、未整備となっている青葉区・宮城野区・太白区に整備することについて、重点分野に位置づけてほしい。現在、仙台市における発達障害児者への支援システムは、アーチルと関係機関の連携協働により構築されているが、支援システムが市民の多様なニーズに応えていくためには、下記の体制強化が急務となっている。</p> <p>①教育機関(小中学校・高等学校等)との連携体制の強化  ②支援ネットワークの強化と人材養成  ③地域課題の共有と解決に向けた連携体制の強化</p> <p>特に学校生活における不適応の問題に対する対応は不十分であり、問題は未解決のまま先送りされている中で、通常学級在籍児のいじめに関連する問題は社会全体に広がっており、いじめの被害者となっている発達障害児や、その恐れのある発達障害児者への継続的な対応が急務と考える。</p> <p>しかし現行の支援体制では、全ての課題がアーチルに集中する仕組みであり、アーチル対応の許容範囲を超えてしまっていることは明らかである。この状況を改善し、地域での生活支援が重層的に機能するようにしていくことが必要ではないか。</p> <p>そのためには、早急に青葉区・宮城野区・太白区にも自閉症児者相談センターを地域支援の核として設置し、支援システム拠点であるアーチルのコーディネート機能とネットワークを充実させ、学校や地域での日々の対応の中で、本人と家族、そして教師が力を合わせて、障害の特性からくる生きにくさを解消していく体制を整えていくことが必要だと思われる。</p> <p>なお、具体の整備に当たっては、地域におけるリハビリテーション推進のために、その支援拠点である各区の障害者福祉センターへの設置が最も有効であると考え。従って、計画期間中に整備予定である「(仮称)青葉障害者福祉センター」への整備はもちろんの事、既存の自閉症児者相談センターの移転も含めた整備を進める事が必要ではないか。</p>	<p>現在の2センター体制による本市の自閉症児者支援体制の評価・検証も途上であることから、本計画の重点分野に位置づけることは困難と考えている。本計画期間内では、既存のセンターに発達障害者地域支援マネージャーの配置を進め、施設支援機能・コーディネート機能を強化することにより、自閉症児者支援体制の充実を図ってまいりたい。</p>
98	<p>発達を診てもらえる医師や病院が不足しており困っている。将来、何か問題が起き投薬などの必要が出てきたときなどのために、今から発達に関するかかりつけ医を探しているが、市内に医師が非常に少なく、何か緊急の必要性がないと診てもらえないという話も聞く。困りごとの少ない時期でも、定期的に通えるようなクリニックがあるといいのではないか。</p>	<p>発達障害専門医の不足は全国的にも問題となっており、本市においては、小児科医をはじめとする地域のかかりつけ医に発達障害児者への対応の方法や適切な支援について学んでいただくような研修の機会を設ける等の取り組みを予定している。</p>
99	<p>アーチルの果たす役割が非常に大きくなっているため、市内に北部と南部の2カ所だけではなく、各区に設置していただきたい。</p>	<p>これまでもアーチル職員の増員や緊急性に応じた優先対応等を講じてきたところである。各区への増設は財政上非常に厳しい現状であり、平成30年4月に11館となる児童発達支援センター等との連携の強化により本市の発達支援体制の拡充を進めてまいりたい。</p>

No.	意見内容	本市の考え方
100	寝たきりの方や医療的ケアが必要な重症心身障害児者への福祉サービスは比較的充実してきたように思う。そのような方々は、小児科医を中心に医療が継続されていることが多く、成人期に移行したとしても医療、福祉が手厚く保たれている。本来は内科医へバトンタッチしなければならない場合でも、小児科医が抱え込むことで、問題点が出ないことがある。一方で、比較的生活が安定している肢体不自由者の場合、基本的には医療的ケアを必要とせず、保険診療の観点からも医療行為自体は終了している実態がある。福祉サービスを利用するための意見書や診断書は必要になることから、医療機関への受診を希望することになるが、障害者というだけで受け入れてくれる医療機関はほとんどなく、書類のみを求めて受診することは保険診療の観点からも正当とはいえない。福祉計画は書類などを作成する医療機関が存在することが前提にあるが、実際に対応している医療機関はほとんどないのが現状で、そこに本質的な問題がある。そのため、仙台市の更生相談所において常勤医師を確保し、肢体不自由障害者へのクリニックを開設することが不可欠ではないか。	障害福祉サービスの利用手続きに必要な医師意見書の作成に関連して、身体障害者更生相談所(本市の場合は障害者総合支援センター)に常勤医を確保すること等の意見を頂戴したが、本市では今後も医療機関の協力のもと意見書を作成いただきたいと考えており、医療機関を受診する機会がなく、意見書に苦慮されている方については、相談支援事業所や区役所の担当課などが相談を受けて対応してまいりたい。
101	アーチルになかなか相談に乗ってもらえない。発達障害について様々対応してもらえるのか。全区にアーチルがあればいい。	これまでもアーチル職員の増員や緊急性に応じた優先対応等を講じてきたところである。各区への増設は財政上非常に厳しい現状であり、平成30年4月に11館となる児童発達支援センター等との連携の強化により本市の発達支援体制の拡充を進めてまいりたい。
102	障害者総合支援センターが、南部アーチルのそばにほしい。	ご意見として承る。
○権利擁護		
103	成年後見制度において、障害年金等を当事者に対してのみ使うことはできないのか。嫌なことを嫌と言えない方、一生難を耐え通院以外に外出しない方、デイサービス等も行きたくない方もいるかもしれないので、市役所で訪問して調査することができないか。	障害のある方の権利が守られるよう、成年後見制度の担い手となる方も含め、本市の障害福祉に携わる方などを対象に、障害のある方の権利擁護について普及啓発の取り組みを進めている。また、後見人等の監督業務は主に家庭裁判所が担っているが、本市においても訪問等による相談支援を進める際には、後見人等関係者との連携を密に図りながら、本人の意向を適切に汲み取った支援がなされるよう、努めてまいりたい。
104	虐待防止や成年後見制度利用などについてのみ記載されているが、仙台市内でこの数年発達障害グレーゾーンの様相がある中学生の自殺が相次いだことから、その点を権利擁護の視点として加える必要があるのではないか。教育委員会が仙台市内全学校へ市長の名でアンケートを求めたが、その集計結果も何も開示されておらず、体制に対する不信や改善の要望に対する返答もない。重大な事件が発生しているにも拘わらず、それをないものとして計画を立てるのか。	中学生の自死については、現時点では原因や対策等も含め調査・検討中であり、その結果を踏まえて判断する必要があると考えている。なお、いじめ問題等検証専門家会議の提案に沿った対策等を検討してまいりたい。

No.	意見内容	本市の考え方
105	<p>そもそも論として、新しいことに取り組む必要があることも分かるが、「まもりーぶ」を利用したくても、利用開始まで時間を要するため、利用を断念する障害者が多いという現実を直視し、申込みからせめて1週間から10日以内に金銭管理等を利用できる様に体制整備を早急にしてもらいたい。スタッフが足りないのであれば、当然増員等をはかるために予算措置をするなど、ここは本当に拡充してもらいたい。利用申し込みから1ヶ月以上もかかることがないようにしてほしい。新規事業よりも、必要なサービスに人が足りていない現実があるため、ここは拡充させてほしい。</p>	<p>「まもりーぶ仙台」で実施している日常生活自立支援事業は、判断能力に不安のある当事者との直接契約により、福祉サービスの利用や金銭管理等の援助を行うもので、慎重な調査・判定を経る必要があることから、利用相談から契約に至るまでに最低でも1ヶ月から1ヶ月半ほどの期間を要する。今後、利用対象者の増加が見込まれるなか、当該援助を必要とされる方に本サービスを円滑に提供できるように、当該事業の実施主体である仙台市社会福祉協議会とともに、その適正な実施に努めてまいりたい。</p>
106	<p>成年後見制度が高くて使えない。</p>	<p>本市では、一定の条件のもと、成年後見制度の申立てに係る費用や後見人等へ支払う報酬費用について助成を行う成年後見制度利用支援事業を実施している。この事業を必要とする方により一層活用されるよう、引き続き窓口等での周知に努めてまいりたい。</p>
○その他		
107	<p>家族に対する相談支援を盛り込んでいただき感謝申し上げます。ピアサポーター(家族・精神障害当事者)は何ができるのか。相談や悩みを聞くことは、みどり会などの家族会が取り組んでいる。地域に身近な「区保健センターの保健師、精神保健福祉士」が相談支援に積極的に関わる旨を表記いただきたい。区保健センターとの連携により、精神障がい者を抱える家族が、気軽に市職員に相談できればと思う。 ※家族に対する相談・支援は重要。昨年9月名取市で統合失調症の息子が父親をバットで殴り死亡させた事件、大阪府寝屋川市の娘衰弱死事件など、家族が当事者を抱え込み、悩み苦しみ、身動きが出来ない中で、痛ましい事件が発生している。心の病発症から20年以上も家族が抱え込んでいるケースが最悪の結末となっている現実をしっかりと捉え、施策として対応すべきではないか。</p>	<p>ピアサポーター(家族・精神障害当事者)は、自らの体験を活かし、他の家族や当事者に今後の見通しや希望などを提供することを想定している。その際、みどり会などの既存の取り組みと連携・整合を図ってまいりたい。また、家族及び当事者に対する支援の展開にあたっては、ピアサポーターのみの関与ではなく、区保健福祉センターなど地域の支援者との多機関協働支援を取り入れてまいりたい。</p>
108	<p>「③ 精神障害のある方を支える家族に対する相談支援などの充実」と表現されているが、家族だけではなく、「精神障害のある方と家族に対する相談支援の充実」としてほしい。仙台市は、現在の状況で、本人に対する相談支援は十分と考えているのか。私自身は経験上、本市での精神障害のある人への相談支援は不十分と感じている。また、「精神障害のある人」にはどのような人が入っているのか。「てんかん」も入っているのか。「てんかん」も精神障害の福祉サービスを受けているが、長い間、仙台市の精神障害のある人への支援には「てんかん」は含まれていなかった。仙台市としても、はあとぼーとや各区役所で精神障害のある人や家族を対象にした相談会や講座、交流会を実施しているが、対象は「うつ、統合失調症、心の病」で「てんかん」は含まれてこなかった。今回、精神障害のある人に焦点をあてて相談支援の充実を計画するのであれば、「てんかん」も入れてほしい。仙台市が「てんかんのある人」を排除しないでほしい。同じ精神の分野でも、障害の内容はさまざまで、支援の方法も異なる。対象を「うつ、統合失調症、心の病、てんかん、など」としてほしい。</p>	<p>家族支援は、家族のみに対してではなく、家庭全体の状況を把握し、精神障害のある方及びその家族に対して効果的な支援を提供することを想定している。また、身近な支援者でもある家族に対する支援を推進することは、本人に対する支援効果を高めることにつながると考えている。精神障害のある方とその家族への支援内容については、個々の家族の状況とニーズに応じて異なってくると考えており、てんかんを始めとする疾患によって対象を制限することはない。</p>

No.	意見内容	本市の考え方
109	P6～7の「前計画期間の振り返り」で「必要な人に必要な情報を届ける方法に課題がある」と記されており、26P(5)で「障害理解の促進と情報保障体制の整備を推進」と記されているように、市民の方、特に障害者の方に対する情報提供をさらに推し進め、相談窓口に気楽に相談していただき、問題解決の入口とするように望む。	窓口対応などにおいて、障害特性に応じた配慮を行えるよう市内体制の整備に努めてまいりたい。
110	障がいがあっても、「健康」は基本的な人権として守られるものと理解している。「障がい者の健康づくり」は本人だけでの取組みが難しく、環境づくり(場、支援者等)がなかなか進まない状況にあると思う。健康づくりは二次障害の予防、生活習慣病などの重症化予防、生きがいや社会参加など、生活のQOLを高めるためのベースとなる取り組みなのではないか。保健・医療・福祉連携による「健康づくり」に留まらず、計画に項立てをしてほしい。	障害のある方の健康づくりは重要だと考えているが、本市では健康づくりについては「第2期いきいき市民健康プラン」を定め、計画的な施策の推進を行っている。当該計画内において、「障害者等健康リスクがある方への検診受診の啓発や検診を受けやすい体制づくりを進める」ことや、「障害者の健康づくりを支えるために、専門的支援の充実を図る」ことを定めているため、当該計画と緊密に連携して施策を推進してまいりたいと考えている。
111	ひきこもり者の支援についてだが、精神障害者(統合失調症)を半強制的に医療・治療を施す対策はないのか。地域の人にまだ迷惑はあまりかけていないが、外部の人との接触をこごとく嫌って、自宅を訪問しても会うことができない。治療をして病気の進行を少しでも早く止めることができるようにしてほしい。	ひきこもり者への支援については、次期計画における理念「共生の都・共生する社会」のもと、生きづらさを感じるあらゆる方々が、自分の意思で生き方を選び、互いに支え合い、自立した生活を営むことができることを目的に実施している。ひきこもり者や家族の状態に応じた適切な支援を提供するため、ひきこもり地域支援センター、精神保健福祉総合センター、発達相談支援センター等関係機関の連携によるチーム支援の取り組みを推進してまいりたい。
112	『⑥給付・手当など』の本文で給付や手当の充実についての内容を記載しているが、障害のある方と、一般の介護が必要な高齢者との差別化をする理由の説明が不十分。仙台市独自の明確には計画から判らないが、ばらまき感が否めず、制度で新たに創出することなのか疑問。	ご指摘いただいた制度は国が新たに定めた制度であり、本市独自の制度ではない。65歳に至るまでに長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた方が、介護保険サービスを円滑に利用することができるよう、利用者負担を軽減(償還)する仕組みを設ける制度が創設されることとなっており、本市ではその安定的な運用に努めてまいりたいと考えている。
113	現在、移動支援事業所の指定事業所が少なく殺到している状態だが、その点を解決するような具体的計画が盛り込まれていない。	移動支援事業所は若干の増加傾向にはあるものの、それ以上に利用が伸びている状況である。需要の動向や制度に関する情報を、事業者に対して適切に周知することを通じて事業への参入を促すなど、サービス提供体制の整備に努めてまいりたい。
114	地域移行、地域定着支援をすすめるために、現在の実績が目標に達していない理由を検証してほしい。ピアサポーターが活躍することは有益。他県では何年も前からピアサポーターがグループを作り、病棟に出向いて定期的に活動するなどしている。仙台でも早く実践してほしい。地域移行・地域定着支援の推進には、相談支援専門員の不足、住居の不足、保証人問題、居宅介護事業所不足等の課題も並行して解消しなければいけない。長期入院をされている方が地域生活に対する希望を感じるような取り組みになるよう考えていただきたい。	地域移行、地域定着支援を進めるに際しては、ご指摘のような多くの課題があると認識しており、本市としても現状の検証を行いつつ、段階的に取り組んでまいりたいと考えている。現在、本市では、ピアサポーター雇用促進事業(ピアサポーター育成)や、ピアサポーターを活用した精神科病棟普及啓発活動などを実施している。これらを継続しながら、他の課題にも取り組んでまいりたい。

No.	意見内容	本市の考え方
115	アーチルに発達障害のことを相談したら断られたことがある。今度は大丈夫になるのか。	ご不快な思いをさせてしまい、お詫び申し上げます。発達障害に関するご相談は、お住まいの区を担当する南北アーチルで承っているため、まずはお電話でご連絡ください。
116	視覚障害者の外出支援については、個人のニーズに合わせた時間数が確保されるように引き続き同行援護事業者の養成を推進してほしい。事業者が減ってきていると聞く。また、登校時や職場への出勤でも同行援護が使えるように望む。	同行援護事業所及び従業者の養成は重要な課題であると認識しており、ご意見については今後の施策推進の参考としてまいりたい。また、通勤通学時の利用についても、引き続き国に要望してまいりたい。
117	視覚障害者のスポーツ振興を推進してほしい。現在、トレーニングジムやプール・体育館の利用は、同行者がいないと使用を断られるケースがある。	本市では、パラリンピック競技種目の障害者スポーツ教室、障害者スポーツの普及啓発を目的とした障害者スポーツイベント（ウエルフェアスポーツ）、障害者スポーツ体験会を実施し、スポーツ振興を図っている。今後もこのような事業を継続するとともに、併せて、市内のスポーツ施設において利用者の安全を確保しつつ、障害理解の観点についてもお伝えしてまいりたい。
118	視覚障害者のスポーツ振興の観点から、ブラインドサッカーやグランドソフトボールが可能なグランド整備をお願いしたい。視覚障害者は、スポーツがやりたくても仙台市郊外にはなかなか出かけられない。団体競技では、貸し切りバスなどを使って移動することになり、経費がかかる。東北での大会を開くにも、仙台だけが決まったグランドがなく、当番団体になったときに大変な思いをしてグランドを選定しているのが現状。	平成30年度に仙台市体育館のバリアフリー化に向けた対応を行っている。今後も多くの障害のある方が市内のスポーツ施設を活用できるようにしてまいりたいと考えているので、引き続きご理解とご協力を賜りたい。
119	最近では放課後デイサービス等が充実してきて、学齢段階でのサービス利用が浸透して活用されてきているが、サービス利用に慣れた子や家族の方々は卒業後にはどのようなサービスを活用するのか。生活介護事業の時間以外、16時以降などにおける成人期の放課後的役割のサービスはない。一部レスパイト事業はあるがそれだけでは対応しきれない。成人時期の家族支援や、余暇を過ごす場は近い将来必須となると考える。検討だけでも進めていただきたい。	学校卒業後に利用される生活介護事業所や就労継続支援事業所などの営業時間は概ね8時間だが、実際に障害のある方が利用するサービス提供時間としては6時間前後となっている。しかし、ご家族の状況等により支援が必要な場合は、通常のサービス提供時間を超えて利用することが可能な場合もある。また、生活介護事業所には、営業時間を超えて利用された場合に、事業者を支払われる報酬の加算制度も設けられていることから、ご利用される事業所にご相談ください。併せて、成人期の家族支援や余暇の場の在り方については、国の施策の動向等を注視しつつ、必要な検討を進めてまいりたい。
120	通所施設に通えなくなり在宅でいる場合に、月に何回か集まるサロンのように、障害者・健常者の交流の場があるとよい。	障害のある方もない方も一緒に楽しめるイベント「福祉まつりウエルフェア」や、交流の場「ココロン・カフェ」を実施しているが、いただいたご意見をもとに交流の場の拡充を図ってまいりたい。
121	避難所での視覚障害者への配慮、情報保障が可能になるように、障害を理解している防災リーダーの養成をお願いしたい。	障害のある方に対する配慮や情報保障については、災害時要援護者への対応として、防災リーダー養成講座等で周知しており、今後も継続してまいりたい。

No.	意見内容	本市の考え方
122	理念、基本目標、基本方針など良く理解することができた。昨今、近隣付き合いも希薄になっている現況下で、最も大切なことは、この計画をいかに実現するか。ソフト面の強化が大切だと思う。ボランティアの育成が鍵ではないか。	現在、手話や点訳等意思疎通に係る奉仕員等の養成を行うとともに、各種イベント等においてボランティアの活用を図っている。今後、障害の良き理解者としての障害理解サポーターを養成するなど、障害のある方が地域の中で安心して暮らせるような取り組みを進めてまいりたい。
123	電動車いすを駐輪所に置けないため、置く場所があれば良い。	ご意見として承る。
124	『④事業所支援・人材支援』に記載されている内容が支援と言うのか。一市民目線では支援とは感じず、質の担保としか理解できない。ひとりで対応する事業所や、業界の経験が少ない事業所では、その解決を相談する先がない場合もある。区役所とのやり取りだけで解決できず、連携や協働の考えがなければいけない。各区に事業所同士のネットワークがあると聞かすが、今以上に発展させること、仕組みをもっと確実にする内容は計画に盛り込まれていない。事業所支援・人材支援に関し、現場の現状や困っていることを把握しているのか疑問に思う。この点について、統合保育を受け入れている社会福祉法人保育園や株式会社保育園についても、仙台市内の対象職員がレベル向上できるような仕組み・研修体制を整える計画を望む。障害・高齢・保育のどの分野でも、既存の研修を受けたからといって、人材や対応の質が上がってはいない。団体のトップの考えにより、事業所・人材の支援に介入できない事態もあり、人材育成は簡単ではない。団体によっては、悩みを相談できず、不正や違反を知っても告発しにくく、悶々とする場合もある。また、もっと学びを求めたいが、容易に情報が無いなどもあるため、団体の垣根を越えた相談しあえる体制も仕組み化したほうが良い。	『④事業所支援・人材支援』に対する説明文が対応する内容になっておらず、誤解を招き大変申し訳ない。いただいたご意見を参考に、内容を修正させていただく。また、ご意見いただいた通り、事業所同士のネットワークや団体の垣根を越えた研修や相談の体制についても重要だと考えており、現場の声を聞いて施策の推進に努めてまいりたい。
125	『③防災・減災など』について、ボランティア養成は街づくりとは別として捉えることは適切ではなく、一体のものとして計画に記載することが必要。この点は、障害のあるなしに関係なく、防災や減災では大事なこと。きちんとその点を市民が計画を見て理解できる文言にすべき。	ご意見いただき感謝申し上げます。記載されている表現のうち、分かりにくいと考えられるものについては「資料編」に用語の説明を加えることで説明するものとした。
126	バリアフリーについても想定が車椅子や重心の方が対象になっているのではないかとと思うが、自閉症の方など幅広い障がいの方に対してのアプローチが必要なのではないかと。また、点字ブロックなど誘導の動線が目的地まで邪魔にならないように作られているのか遠回りして作られていることがある。点字などの表記も間違っているところもある。もっと当事者の意見などを聞いて作ってほしい。	ひとにやさしいまちづくり条例や仙台市バリアフリー基本構想に沿った環境を整備を進めていくとともに、障害のある方の意見を取り入れながら、物理的なバリアの除去にとどまらず、誰もが暮らしやすい環境の整備に取り組んでまいりたい。

## 第4章 施策の展開

### 1 到達目標

No.	意見内容	本市の考え方
127	到達目標について注記が書かれているが、国の基本指針の成果目標と何が違うのか分からない。国が設定した目標との違いを明確化するために「到達目標」と表現していると注記がありますが、「国指針の通り」と書かれている目標が多数ある。きちんと説明できないのであれば、到達目標とわざわざ注記する意味もないのではないか。	ご指摘いただいた通り、確かに国が定める成果目標が示す数値と、本市で定めた到達目標には類似するものが多いが、国が示す目標の中には本市の実情にそぐわないものもある。そのため、あくまで、国が示す目標を参考にして本市で定めた目標として、到達目標という表現を用いている。
128	「(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行」について、「① 施設入所者の地域生活への移行者数」、「② 施設入所者数」の数値が示されているが、目標が低すぎるのではないか。地域生活への移行を進めることや施設入所者数を減らすことについては、確かに厳しい現実はあるが、理念の「共生の都・共生する社会」、基本目標の「一人ひとりが違いを認めあい、尊重しあい、支えあう、誰もが生きがいを感じられる共生の都をともにつくる」と高らかに掲げられていることを考え合わせると、あまりにも目標の数値が低すぎると考える。計画段階で地域移行を進めるという強いメッセージが無ければ、現状は変わらない。せっかくの高い理念・目標が、この数字では色褪せてしまうと思う。	施設入所者の地域生活への移行者数と施設の入所者数の到達目標は、これまでの地域移行の実績の推移や施設入所希望者の実情等を考慮したうえで、さらに可能な限り地域移行を進めるものとして設定している。今後、目標達成に向け、地域移行の受け皿となるグループホームの整備など、必要な施策を推進してまいりたい。
129	施設入所者定員の削減目標は、年に1人であっても掲げるべきである。そして、入所待機者が減少しない原因を分析し、対応について明記すべきである。大きな原因として地域支援基盤の脆弱さが挙げられる。それは地域住民、つまり市民の意識も含めてであるが、ホームヘルプやグループホームなどの地域資源の大幅な増加と、市民意識の醸成こそ最優先の基盤整備である。削減目標が低く留まっていることは、市が地域移行に後ろ向きであるという意思表示にほかならない。	施設入所者の地域生活への移行者数と施設の入所者数の到達目標は、これまでの地域移行の実績の推移や施設入所希望者の実情等を考慮したうえで、さらに可能な限り地域移行を進めるものとして設定している。今後、目標達成に向け、地域移行の受け皿となるグループホームの整備など、必要な施策を推進してまいりたい。
<b>3 見込量確保のための方策等</b>		
<b>(1)障害福祉サービス</b>		
130	しょうがいの重度化や家族の高齢化があっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる方法のひとつとしてグループホームの整備促進が挙げられており、数値目標もかなりの増加を見込んでいるが、社会全体の労働人口の減少に伴い、しょうがい福祉分野も人材不足が著しくなっており、夜勤体制の確保が大きな課題となっている。加えて、本来グループホームは限りなく自宅での生活に近い少人数の環境で生活できることが大きなメリットのはずだが、現在の報酬の仕組みでは、重いしょうがいのある方が少人数で暮らす場合、運営が成り立たない状況にある。グループホームの整備促進を図るのであれば、これらの諸課題をクリアしなければ数値目標の到達は望めないのではないか。	現在の報酬単価では、障害の重度化・利用者の高齢化に対応する人材を十分に確保することが厳しい状況であると認識している。そうした実情を踏まえ、グループホームにおいて利用者に必要かつ十分な支援体制を確保することのできる報酬単価や加算の設定について、今後も政令指定都市間で情報共有を図り、国に要望してまいりたい。
131	親の高齢化が進んでいる。重い障害のある人も暮らせるグループホーム等住まいの場の整備促進を急いでほしい。また、数値目標だけでなく、達成するための方策を明記してほしい。	本計画の第3章の「4 重点分野」において、障害の重度化・高齢化に応じたグループホームの整備促進を掲げている。また、平成30年度から障害のある方の重度化・高齢化に対応できるよう、1建物の入居を合計20名とすることのできる日中サービス支援型グループホームの基準等が示される見通しである。今後、計画における数値目標の達成に向けて、既存型とともに、より多くの方が入居可能な日中サービス支援型グループホームの整備を促進してまいりたい。

No.	意見内容	本市の考え方
132	<p>ショートステイ、レスパイトなど有事に泊まれるサービスが利用できない。また、数値目標だけでなく、達成するための方策を明記してほしい。</p>	<p>ショートステイやレスパイトについては、利用希望日が重複するなどして、利用したいときに利用できないこともある。一方で、宿泊可能な部屋は空いているものの、支援員の不足により受け入れが困難なケースもあることから、人材の確保、質の向上という観点からも体制整備を進めてまいりたい。</p>
(2)相談支援		
133	<p>計画相談支援事業について、障害福祉サービス事業所への説明会の開催などを通じて指定特定相談支援事業所の量的拡大を図っているが、これまでの動きから見ても、国の示す報酬単価でこれ以上の事業所増は見込めないのが実情だと思う。市単独の補助金を付けるなどの具体的な動きがない限り、既存の事業所への負担がますます重くなることは必至。設定された数値目標を達成するためにも、事業所増に向けた実のある動きを早急に実施していただきたい。</p>	<p>指定特定相談支援事業所の量的な拡大は、重要な課題であると認識している。サービス等利用計画の策定を望む方が必要な支援を受けられるように、障害者相談支援体制あり方検討会における議論や国の動向等を踏まえつつ、具体的な対策を検討してまいりたい。</p>
134	<p>【以下、仙台市相談支援体制のあり方についての提言書(平成29年11月1日)より抜粋】</p> <p>仙台市における相談支援システムの現状と課題として、以下の状況がある。</p> <p>○相談支援体制の強化</p> <p>①計画相談支援(指定特定・指定障害児相談支援事業)【以下:計画相談】については、県内他市町村、他政令指定都市、中核都市と比べて仙台市は大きく遅れている。実施事業所及び相談支援専門員がなかなか増えず、セルフプラン導入率が高い状況(計画相談支援44%、障害児相談支援75%)が続いている。</p> <p>②仙台市委託障害者相談支援事業所【以下:障害者相談支援事業所】においては、計画相談業務に追われ、継続的かつアウトリーチ中心の支援等、委託事業として本来担うべき業務に時間を割けなくなっている。</p> <p>基盤整備に関わる施策の推進について、以下を提言する。</p> <p>○計画相談支援事業所の増設</p> <p>利用者が、不安なく早期に適切な障害福祉サービスを利用し、また、障害者相談支援事業所が本来の業務に専念できる体制を構築するために、計画相談支援事業所の早期増設は喫緊の課題である。なお、増設が進まない背景に、相談支援に関わる報酬のみでは経営が成り立たないという実態があることを踏まえ、仙台市として一定額の補助金制度を創設することも検討が必要である。</p>	<p>指定特定相談支援事業所の量的な拡大は、重要な課題であると認識している。サービス等利用計画の策定を望む方が必要な支援を受けられるように、障害者相談支援体制あり方検討会における議論や国の動向等を踏まえつつ、具体的な対策を検討してまいりたい。</p>
135	<p>第4期障害福祉計画と第5期障害福祉計画の相談支援については、ほぼ同じ内容となっている。しかし相談の実態はこの5年で大きくニーズが拡大しており市民ニーズに応えることができていない。計画相談支援については、この5年間で周知されている。このことから説明会などでは事業所増加は見込めないと思われるので、説明会以外の具体策を示してもらいたい。</p>	<p>指定特定相談支援事業所の量的な拡大は、重要な課題であると認識している。サービス等利用計画の策定を望む方が必要な支援を受けられるように、障害者相談支援体制あり方検討会における議論や国の動向等を踏まえつつ、具体的な対策を検討してまいりたい。</p>

No.	意見内容	本市の考え方
136	指定特定相談支援事業所の量的拡大を目指すとして記入されているので、具体的な目標事業所数を記してもらいたい。	指定特定相談支援事業所によって、計画相談支援や障害児相談支援に従事する相談支援専門員の配置人数が大きく異なることから、事業所数を見込むことは困難である。サービス等利用計画の策定を望む方が必要な支援を受けられるように事業所の量的拡大を図ってまいる。
137	障害福祉サービス利用者数と指定障害福祉サービス事業所数・指定障害児通所支援事業所数が掲載されているが、これだけのサービス利用者数が増えているので、具体的に計画相談支援事業所数どれだけ増えているのか記載してもらいたい。	ご意見を反映し、「資料編」に各サービスの事業所数を記載させていただく。
138	相談支援事業所の量的拡大の方策として掲げられているものは、これまでもずっと行なわれているもので、効果も上がっていない。あり方検討会などの議論も現場とはやや遠い印象を受ける。事業として成立するだけの報酬増など具体的な対策が急務だと考える。	指定特定相談支援事業所の量的な拡大は、重要な課題であると認識している。サービス等利用計画の策定を望む方が必要な支援を受けられるように、障害者相談支援体制あり方検討会における議論や国の動向等を踏まえつつ、具体的な対策を講じてまいりたい。また、基本報酬や加算の設定については、平成30年度の報酬改定の影響を注視しながら今後も政令指定都市間で情報共有を図り、国に要望してまいりたい。
139	そもそも基幹相談支援センターは、指定一般相談支援事業所のことを指すのか。指定一般相談支援事業所がすでに固定化(既得権化)しているなか、計画を作成する相談支援事業者(指定特定相談支援事業所)も地域のよろず相談窓口として、障害の有無にかかわらず、計画作成の有無にかかわらず、様々な相談を受けている。そのような現実があるなか、経営的に指定特定相談支援事業所を維持していくことの難しさも感じている。ただ、今は使命感のもと頑張っているが、今回の中間案には指定特定相談支援事業所を量的に拡大させるとの記載がある。本当に今必要なのは、公的な資金がでている指定一般相談支援事業所の拡充であり、質の高い相談支援事業所を増やすことだと思う。この点、指定一般相談支援事業所の拡充に記載変更をお願いしたい。	基幹相談支援センターは指定一般相談支援事業所等をバックアップする機能等を有する機関であり、一方、指定一般相談支援事業所は地域移行支援や地域定着支援を行う事業所であり、両者は異なる機能を有している。相談支援については体制整備も含め具体的な対応が必要と認識しているところであるが、特に、計画相談支援については障害福祉サービスの利用者数の増加に伴い、量的な拡大を図ることが早急に求められていることを重視し、計画(サービス等利用計画)を作成する指定特定相談支援事業所の拡大に特化して記載したところであり、ご理解頂きたい。
140	「障害福祉サービス事業所への説明会の開催等を通じて指定特定相談支援事業所の量的拡大を図ります。」と記述されているが、ここ数年実施していないと思う。年に何回程度実施し、事業所数の目標を何事業所とするのかを見込みに記載していただきたい。また、委託の相談支援事業所で新規の計画相談を受けることが難しい状況であることを考えると、指定特定相談支援事業所への期待は大きなものと考えられる。給付費だけの運営に不安を感じ、新規で事業所を開設できない法人も多くあるように感じるため、計画相談の量的な拡大のために仙台市独自の予算を検討していただければと思う。	説明会については、量的な拡大につながるよう今後適切な時期に実施したいと考えている。また、指定特定相談支援事業所によって、計画相談支援や障害児相談支援に従事する相談支援専門員の配置人数が大きく異なることから、事業所数を見込むことは困難である。指定特定相談支援事業所の量的な拡大は、重要な課題であると認識しており、サービス等利用計画の策定を望む方が必要な支援を受けられるように、国の動向等を踏まえ適切な対策を講じてまいりたい。また、基本報酬や加算の設定については、平成30年度の報酬改定の影響を注視しながら今後も政令指定都市間で情報共有を図り、国に要望してまいりたい。

No.	意見内容	本市の考え方
141	計画相談を引き受けてくれる事業所が見つからない。また、数値目標だけでなく、達成するための方策を明記してほしい。	計画相談支援については、サービス等利用計画の策定を望む方が必要な支援を受けられるように、障害福祉サービス事業所への説明会の開催等を通じて指定特定相談支援事業所の量的拡大を図ってまいりたい。
142	計画を作る相談支援事業所を増やしてほしい。	計画相談支援については、サービス等利用計画の策定を望む方が必要な支援を受けられるように、障害福祉サービス事業所への説明会の開催等を通じて指定特定相談支援事業所の量的拡大を図ってまいりたい。
<b>(5) 地域生活支援事業</b>		
143	<p>【以下、仙台市相談支援体制のあり方についての提言書(平成29年11月1日)より抜粋】</p> <p>仙台市における相談支援システムの現状と課題について、以下の状況にある。</p> <p>○相談支援の人材確保と育成の仕組みづくり</p> <p>研修システムがニーズに合っていないことで参加者の研修効果が薄く、継続性が伴わない。実践的なスキルアップとしては、スーパービジョンやOJTが有効であるが、人材不足や業務過多により単独では限界がある。また、計画案が第4期と殆ど変わらない内容である。相談員の質の向上について、研修システムがニーズと合っていない現状がある。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、相談員の支援力向上に寄与するような研修体系についても検討してまいりたい。</p>
<b>4 見込量</b>		
144	相談支援事業について、実施個所数が3ヵ年の中で変わらないが、近年のサービス利用状況や手帳の保持数、3障害の一元化と拡大からすると、十数年前の設置数では対応しきれっていないのが現状。特に、人口比が区によってかなり違いがあるのに、比例していない。当初24カ所設置予定とも伺ったが、そのような数値が反映されてもいいのではないか。	障害者相談支援事業所については、基幹相談支援センターの整備や円滑な相談支援が可能となる体制構築といった相談支援体制全体の整備の中で検討してまいりたい。
145	平成30年度からの新規事業について見込量の記載があるが、見込量だけではなく事業所数の目標もしっかり記載していただきたい。特に「就労定着支援」に関しては、毎年発表される障害者雇用率において宮城県が全国でも下位にあることから、全国の指標を上回る数字を検討していただきたいと思う。P24に職場定着率の目標値が記載されているが、仙台市としては実施する件数にもしっかりとした数値目標を掲げ、実施する事業所の拡大に向けての方策もご検討いただきたい。	就労定着支援事業の見込量は一般就労移行者数のこれまでの実績をもとに算出したものであるが、事業所数算出にあたっては、平成30年4月に実施される制度改正に伴い規定される指定基準を勘案する必要がある。指定基準については現時点で詳細が確定していないことから、適切に事業所数を見込むことは困難であることについてご理解いただきたい。障害者雇用率について、宮城県が全国的にみて下位であることは課題と捉えており、就労定着に向けた取組みの強化が一層重要になってくるものと認識している。就労を望む方が必要な支援を受けられるよう、事業所数を確保する方策について今後検討を進めて参りたい。

No.	意見内容	本市の考え方
146	現在、生活介護に通っているが、遠くまで通っている。障害が重い場合、事業所を選ぶことができない、変えることができないことは仕方ないものなのか。中間報告の時点で、いくつくらいの事業所の整備を目指しているのか、事業所を選べるくらいに充足すると考えているのか見えない。具体的な数値があると分かりやすく嬉しい。	重い障害のある方を対象とする生活介護事業所を地域バランスを考慮しながら、隔年で整備を進めており、その方に合った事業所を選べるように今後も施策を推進してまいりたい。また、整備目標としては、平成29年4月に1カ所開設されていることから、平成30～32年度の開設は1カ所(定員35名)と考えている。今後も、需給等の状況を把握しながら、事業所の整備促進に努めてまいりたい。
147	人日分/月とは何か分からないため教えてほしい。	記載されている表現が分かりにくいもので大変申し訳ない。人日分/月とは、「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」を指す。例えば、1人が1ヶ月のうち20日利用したとすると20人日分/月、2人が1ヶ月のうちそれぞれ20日利用したとすると40人日分/月と算出される。
148	【以下、仙台市相談支援体制のあり方についての提言書(平成29年11月1日)より抜粋】  基盤整備に関わる施策の推進について、以下を提言する。 ○基幹相談支援センターの設置 設置個所について、区自立支援協議会運営や地域づくりに関する事業展開等を考えれば、次期仙台市障害者保健福祉計画期間中(H.30～35年度)に各区に整備すべきである。運営母体については、官民協働のかたちで、かつ求められる機能を発揮できるようなあり方を、慎重に検討していく必要がある。 ○障害者相談支援事業所の適正配置 地域的にも偏在し、そのことがアウトリーチを中心とする継続的な相談支援、市民からのアプローチ、区総合相談等との協働等が困難となっている一因でもある。こうした状況を解消するために、次期仙台市障害者保健福祉計画期間中(H.30～35年度)に最小限の増設を行う必要がある。	この課題については、障害者自立支援協議会の障害者相談支援体制あり方検討会で検討を進めているところである。検討会では、現在の相談支援体制の現状を分析評価したうえで、今後の体制の方向性について取りまとめる予定であり、その結論はもとより、いただいたご意見も参考に基幹相談支援センターの設置等を始めた相談支援体制の強化につながる施策を推進してまいりたい。

その他		
149	仙台市健康福祉局障害福祉部の皆さん、御苦勞様です。年々増える障害者の多さに驚いた。この計画を読んで、まず障害者の状況を理解することが大事だと実感した。我々民児協の人達だけでなく、地域の人達みんなが支援していかなければならない。私もできる限り協力していきたい。	ご意見いただき感謝申し上げます。地域の実情を捉えて施策を実施していきたいと考えているため、引き続きご理解とご協力を賜りたい。
150	真のノーマライゼーションを実現するための具体的な施策提案がさらにあれば良い。	計画関連事業一覧を掲載し、具体的な施策について記載する。
151	真のバリアフリーを実現するための具体的な施策提案をお示しいただきたい。	計画関連事業一覧を掲載し、具体的な施策について記載する。

No.	意見内容	本市の考え方
152	素晴らしい事業計画だと思う。私が勤務している職場に、お子さんが発達障害で不登校のため、欠勤せざるを得ない状況の方がいる。両親が安心して働けるように、より一層の環境整備をよろしく願い申し上げます。	ご意見いただき感謝申し上げます。ご意見を参考に、今後の施策の推進に努めてまいります。
153	せんだい男女共同参画財団への補助を増やしていただきたい。事業所に通所する前、財団主催の講座に参加したが、パソコン操作や仕事をするに当たっての心構えなど、現在でも役立っていることを色々教えていただきました。5年前は無料で受講できたが、現在は有料で開催していると聞く。自分はこの講座に参加して一歩踏み出す勇気もらったので、より多くの方が参加していただけるように財団への補助を増やしていただきたい。	いただいたご意見については、機会を捉え関係機関等に伝えてまいります。
154	障害のある子供と同居しているが、年々齢を取ってきて、将来どのように子供を自立して生活させていけるのか、いまだに不安。福祉施設の入所については、最も不安で心配している。国の政策方針もあるかと思うが、どのように障害者が幸せに生き生きと生活できるか、仙台市には、その地域に見合う施策を行っていただきたい。私達自身も、たくさんの政策を理解し、参加することが必要だと思う。また、弱い障害者ありきの国の政策は打破し、親が安心して見守れる、障害者が生活できる社会環境を早く作っていただけるように願っている。	年々、国の制度に紐づく事業が大きくなってきているが、制度の及ばない方々への必要な施策についても、継続的に国に対して要望してまいります。また、地域の実情を捉えて施策を実施していきたいと考えているため、引き続きご理解とご協力を賜りたい。
155	地区ごとに支援拠点を作り、高齢者や障害者をフォローするような体制をつくれればいいのではないかと。高齢でも、動ける人がしっかり人をサポートする側にまわる組織作りが必要ではないかと。市の障害高齢課を後見人とし、被後見人が亡くなったらその財産は市に入るというような考え方ができないか。子供の貧困対策として、夕食を提供する老人グループがいてもいいのではないかと。	様々な施策のご提案をいただき感謝申し上げます。ご意見を参考に、今後の施策の推進に努めてまいります。
156	「私たち抜きに私たちのことを決めるな！」(Nothing about us without us!)この考え方は、世界的にも、国としても障害者制度改革推進のための基本的方向となっている。それ故、今回、市の計画立案にあたってはその考え方は引き継がれていると思われるが、実際、仙台に住まわれている障がい者の方々の考えがどのような形で今回の計画に反映されているのか教えていただきたい。	平成28年11月～平成29年2月にかけて、仙台市内にお住まいの障害のある方とその家族等、計6,423名に対してアンケート調査を実施するとともに、障害当事者44名及び支援者45名に対してヒアリング調査を実施している。なおヒアリング調査は平成25年度より平成28年度まで毎年度実施しており、そこでいただいた意見を計画策定の参考としている。また、今期計画は仙台市施策推進協議会で議論しており、本協議会の委員には障害当事者もちろん加わっているが、議論の及ばない視点について本パブリックコメントによる意見を反映している。
157	現在のような好ましくない状態を打開するには、民間企業なみの何ともしやるといふ心意気とイノベーションを生むような自由闊達な議論が必要と考える。そもそも識者を含め関係者はどの程度議論を重ねてきたのだろうか。深い議論なしに解を見出すことは到底期待できない。議事録があればご紹介いただきたい。そうでなければ、この先何年も同じ状態が続くのではないかと危惧する。	今期計画を議論している仙台市障害者施策推進協議会は、平成29年1月27日に計画の諮問を行ってから、平成30年3月8日現在に至るまで9回の議論を行い、本協議会に設置した障害児支援作業部会では、4回の議論を行っている。これらの議事録は仙台市のホームページですべて公開しているのをご確認ください。  <<参照：仙台市ホームページ>> <a href="http://www.city.sendai.jp/kenko-kikaku/shise/security/kokai/fuzoku/fuzokukikan/kenko/shogaisha.html">http://www.city.sendai.jp/kenko-kikaku/shise/security/kokai/fuzoku/fuzokukikan/kenko/shogaisha.html</a>

No.	意見内容	本市の考え方
158	様々な事業転換を案として載せているが、なんでもアーチルに任せるのではなく、官民一体となって取り組める体制を作ってはどうか。	本市では市民協働で事業を実施することを重要だと考えており、今期計画においても、基本目標で「ともにつくる」ことを定めている。また、障害のある児童や発達に不安のある児童への支援については、発達相談支援センターが中心となり、児童発達支援センター等をはじめとした地域の関係機関との連携を強化しながら、今後、有効な支援体制を構築していくこととしている。平成29年度から児童発達支援センターに地域相談員を配置し、地域支援の強化に努めているところで、保育所や幼稚園、学校等の関係機関の人材育成についても、これらのネットワークにより推進してまいりたい。
159	仙台市障害者保健福祉計画の冊子だが、いったいどのくらい費用がかかり、どの程度配布しているのか。	仙台市障害者保健福祉計画等中間案の冊子については、6,000部を印刷し、約30万円の費用がかかっている。各区役所・総合支所の総合案内及び障害高齢課、障害者総合支援センター、精神保健福祉総合センター、北部及び南部発達相談支援センター、市民のへや、市政情報センター、宮城野区・若林区・太白区情報センター、仙台市福祉プラザ等で設置配布を行なったほか、各市民センター、図書館等にて閲覧した。また、障害者保健福祉関連の各種団体や障害福祉サービス事業所・施設、家族会、特別支援学校、精神科病院など629カ所に送付したほか、関係附属機関等の委員、障害者相談員、民生委員児童委員等、計1,671人に送付している。それらの結果、印刷した冊子のうちほぼすべてを配布した。
160	仙台市障害者保健福祉計画に関して「意思決定支援」について記載がないが、どのように仙台市として考え、実施していくのか不透明。	意思決定支援については、障害者総合支援法において、障害のある方がどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されることや、指定事業者や指定相談支援事業者に対し、障害のある方等の意思決定の支援に配慮することについて規定されている。本市計画においては、障害のある方が自分の意思で物事を選択して住み慣れた地域で暮らしていけるよう、相談支援や生活支援などの体制の充実に向けていくほか、意思決定支援が相談支援をはじめとした障害福祉サービスの提供において当然に考慮されるべきものであるなどについて、障害のある方の権利擁護の観点からも研修等により進めてまいりたい。
161	言っていることは立派だが、遂行が十分でないことを指摘すると、予算がない、人手不足と言い逃れをする。また、「国の方針だから、国から予算が出ないから」と責任転嫁するのはやめてほしい。	ご意見を参考に、今後の施策の推進に努めてまいりたい。